

美 唄 市 水 防 計 画  
【平成29年度見直し版】

平成30年 1 月  
美 唄 市



# 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 総 則 .....                        | 1  |
| 第1節 目 的 .....                        | 1  |
| 第2節 用語の定義 .....                      | 1  |
| 第3節 水防責任及び処理すべき事務又は業務の大綱 .....       | 2  |
| 第4節 タイムライン（防災行動計画）の策定 .....          | 3  |
| 第2章 水防組織 .....                       | 4  |
| 第1節 水防管理団体の組織と機構 .....               | 4  |
| 第2節 隣接市町村水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援 ..... | 6  |
| 第3章 水防危険区域及び水防施設 .....               | 7  |
| 第1節 水防危険区域の指定 .....                  | 7  |
| 第2節 水防施設 .....                       | 7  |
| 第4章 通信連絡 .....                       | 9  |
| 第1節 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の通信連絡 .....  | 9  |
| 第2節 通信連絡 .....                       | 15 |
| 第3節 水防信号 .....                       | 16 |
| 第5章 水防活動 .....                       | 17 |
| 第1節 水防非常配備体制 .....                   | 17 |
| 第2節 巡視及び警戒 .....                     | 19 |
| 第3節 警戒区域の設定 .....                    | 19 |
| 第4節 水防標識及び身分証票 .....                 | 20 |
| 第5節 水防作業及び工法 .....                   | 21 |
| 第6節 避難のための立退き .....                  | 21 |
| 第7節 決壊通報 .....                       | 22 |
| 第8節 水防解除 .....                       | 22 |
| 第6章 公用負担等 .....                      | 23 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第7章 水防報告                  | 25 |
| 第8章 水防訓練                  | 26 |
| 別表                        |    |
| 別表第1 美唄市水防本部組織            | 27 |
| 別表第2 水防本部の事務分掌            | 29 |
| 別表第3 消防機関の組織              | 33 |
| 別表第4 重要水防区域               | 34 |
| 別表第5 市街地における低地帯の浸水予想区域    | 37 |
| 別表第6 水防資器材                | 38 |
| 別表第7 北海道地方非常通信協議会名簿（空知地区） | 39 |
| 別図                        |    |
| 別図第1 調査地区                 | 40 |
| 別図第2 市街地における低地帯の浸水予想区域図   | 41 |
| 別図第3 水防分担区域図              | 42 |
| 資料                        |    |
| 資料1 水防工法                  | 43 |
| 資料2 地区別避難所・指定避難所一覧        | 49 |
| 資料3 広域避難場所・緊急指定避難場所一覧     | 50 |
| 資料4 福祉避難所一覧               | 51 |
| 資料5 地区別避難所・指定避難所一覧        | 52 |
| 資料6 広域避難場所・緊急指定避難場所一覧     | 53 |
| 資料7 福祉避難所位置図              | 54 |
| 資料8 排・取水門操作管理状況           | 55 |
| 資料9 排水ポンプ場管理状況            | 59 |
| 資料10 美唄市水防協議会条例           | 60 |
| 様式 第1                     | 61 |

# 第1章 総 則

## 第1節 目的

### (目 的)

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、市の水防事務を円滑な実施のために必要な事項を規定し、河川及び内水（第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

### (水防用語の定義)

#### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。

#### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

#### (3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。

#### (4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。

#### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第4項）。

#### (6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

#### (7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条

#### (8) 水防協力団体

一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

#### (9) 洪水予報河川

流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれがあると認められる場合ときは、その状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

#### (10) 水防警報

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（法第2条第8項、法第16条）。

## (11) 水位周知河川

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に行う通知及び周知をいう（法第13条）。

## (12) 水防団待機水位（通報水位）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位（指定水位））をいう。

## (13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。

## (14) 避難判断水位（特別警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）。

## (15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する）。

## (16) 重要水防箇所

過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、嚴重な警戒が必要な箇所をいう。

## (17) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

## 第3節 水防責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

## (水防の責任)

## (1) 美唄市の水防責任

市は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する（法第3条）。

## (2) 北海道の水防責任

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

## (処理すべき事務又は業務の大綱)

## (1) 水防管理団体（美唄市）

ア 平常時における河川等の巡視（法第9条）

イ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

ウ 水位の通報（法第12条第1項）

エ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）

オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

カ 警戒区域の設定（法第21条）

キ 警察官の援助の要求（法第22条）

ク 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

ケ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

- コ 公用負担（法第28条）
- サ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (2) 指定水防管理団体（美唄市）
  - 指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。
    - ア 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第5条第2項）
    - イ 水防計画の策定、知事への協議及び要旨の公表（法第32条第1項、第2項及び第3項）
    - ウ 毎年の水防訓練の実施（法第32条の2）
- (3) 北海道
  - ア 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
  - イ 指定水防管理団体の指定（法第4条）
  - ウ 気象予報及び警報の伝達（法第10条第3項）
  - エ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第3項、法第11条第1項）
  - オ 水位の通報及び公表（法第12条）
  - カ 水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
  - キ 洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項及び第14条の2）
  - ク 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
  - ケ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
  - コ 水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (4) 美唄市防災会議
  - 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- (5) 国土交通大臣（北海道開発局）
  - ア 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項）
  - イ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
  - ウ 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
  - エ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）
  - オ 重要河川における都道府県知事などに対する指示（法第31条）
  - カ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
  - キ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (6) 気象庁長官（札幌管区气象台）
  - ア 気象予報及び警報の通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
  - イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (7) 量水標管理者
  - 水位の通報及び公表（法第12条第1項及び第2項）
- (8) 居住者等
  - 水防活動への従事（法第24条）

#### 第4節 タイムライン（防災行動計画）の策定

市は大規模な水災害による被害を最小化するため、水災害が発生した場合に実施すべき対策をより具体化して取り組むことができるよう、時間軸に沿ったタイムライン（防災行動計画）を策定し、「いつ」、「だれが」、「何をするか」をあらかじめ明確にしておくものとする。

また、災害への対応後、防災行動を実施した事象を検証し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、継続的に改善するものとする。

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防管理団体の組織と機構

(市の組織)

- 1 市は、美唄市災害対策本部条例（昭和38年条例第10号）及び美唄市災害対策本部規則（昭和61年規則第11号）の定めるところに準じ、水防本部（別表第1 美唄市水防本部組織）を設置し、水防事務を処理するものとする。水防事務の総括は危機管理対策室で行うものとする。

なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を行うものとする。

(水防協議会)

- 2 市は、法第33条の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議させるため、美唄市水防協議会を置く。

(水防本部各所の所掌事務)

- 3 水防本部各所の事務分掌は、別表第2（調査地区については別図第1）に定めるところによるものとする。

(消防機関の組織)

- 4 市消防機関の組織は別表第3のとおりとする。

(消防機関の水防分担区域)

- 5 市消防機関の水防分担区域は次表及び別図第3のとおりとする。ただし、分担区域以外の区域であっても、消防長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動にあたるものとする。

## 消防分担区域

| 地区名  | 分団名   | 責任者 | 人 員 | 担当河川名   |
|--|-------|-----|-----|---|
| 全 市  | 本部    | 団長  | 18  |   |
| 条丁目区域のうちJR函<br>館本線以西<br>沼の内町一心町<br>進徳町（東を除く。）              | 中央分団  | 分団長 | 24  | 美唄川 新川 十号川 十一号川<br>奔美唄川 産化美唄川 石谷川<br>ゴクドウ川 七号川 八号川 九号川  |
| 条丁目区域のうちJR函<br>館本線以东・東6条以西<br>及び東7条南4～6丁目                  | 旭分団   | 分団長 | 24  | 美唄川十号川  |
| 条丁目区域のうち東7条<br>以东・南3丁目以北<br>共練町東東明町落合町<br>盤の沢町・我路町<br>東美唄町 | 東明分団  | 分団長 | 22  | 美唄川 落合川 南落合川 我路沢川<br>盤の沢川 北盤の沢川 美唄滝の沢川<br>東美唄川 北一の沢川 北二の沢川<br>北三の沢川 北四の沢川 北五の沢川<br>南三の沢川 西我路の沢川 |
| 南美唄町進徳町東   | 南美唄分団 | 分団長 | 18  | 美唄川 南一の沢川 南二の沢川<br>ゴクドウ川 七号川 九号川  |
| 光珠内町北・豊葦町  | 光珠内分団 | 分団長 | 35  | ビバイイクシュンベツ川 二号川<br>四号川 五号川 六号川 七号川<br>ゴクドウ川 中の沢川 南中の沢川<br>間の沢川 川内川                              |
| 峰延町  | 峰延分団  | 分団長 | 19  | 川内川 第一幹線  |
| 西美唄町・上美唄町<br>開発町南・北  | 西美唄分団 | 分団長 | 40  | 美唄川 産化美唄川 旧美唄川<br>第四幹線  |
| 中村町・北美唄町<br>開発町親和・桜井                                       | 中村分団  | 分団長 | 19  | 美唄川 産化美唄川 石谷川<br>旧産化美唄川 ホロウツナイ川   |
| 茶志内町・日東町<br>癸巳町  | 茶志内分団 | 分団長 | 16  | ホロウツナイ川 産化美唄川<br>旧産化美唄川 奔美唄川 中奔美唄川<br>南奔美唄川 十一号川 十二号川<br>十三号川 茶志内川                              |

第2節 協力及び応援

(近隣市町村水防管理団体との協力応援)

1 法第23条の規定に基づく近隣市町村水防管理団体との協力応援系統は次のとおりとする。

| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     美唄市<br/>水防管理団体<br/>市役所62-3131<br/>消防本部66-2221                 </div> | 市町村水防管理団体名 | 市外局番  | 市町村     | 消防本部       |
|--|------------|-------|---------|------------|
|  | 砂川市水防管理団体  | 0125  | 54-2121 | 54-2196    |
|  | 三笠市水防管理団体  | 01267 | 2-3181  | 2-7777     |
|  | 岩見沢市水防管理団体 | 0126  | 23-4111 | 22-4380    |
|  | 奈井江町水防管理団体 | 0125  | 65-2111 | 注1 65-2259 |
|  | 浦臼町水防管理団体  | 0125  | 68-2111 | 注1 65-2259 |
|  | 岩見沢消防署月形支署 | 0126  | 53-2321 | 注2 53-2154 |

注1 砂川地区広域消防事務組合奈井江浦臼統合支署（奈井江町所在）  
注2 岩見沢消防署月形支署（月形町所在）

(警察との協力応援)

2 警察官との協力応援は、「美唄市地域防災計画」(第5章第21節 災害警備計画)の定めるところによるもののほか、水防管理者及び消防長が協力応援をもとめるとき、法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警察通信施設の使用 \_\_\_\_\_ 法第27条第2項
- (2) 警戒区域の設定 \_\_\_\_\_ 法第21条第2項
- (3) 警察官の出動 \_\_\_\_\_ 法第22条
- (4) 避難、立退きの場合における通知 \_\_\_\_\_ 法第29条

(自衛隊の派遣要請)

3 自衛隊の派遣要請は、「美唄市地域防災計画」(第5章第23節自衛隊派遣要請計画)に基づき、知事(空知総合振興局長)に対して派遣要請を要求するものとする。

(国土交通省北海道開発局長(河川管理者)による市(水防管理団体)が行う水防活動への協力)

4 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報(石狩川・産化美唄川・旧美唄川・美唄川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等)の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材(災害対策用機械含む)の貸与
- (5) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣(リエゾンの派遣)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣

(北海道(河川管理者)による市(水防管理団体)が行う水防活動への協力事項)

5 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報(旧美唄川・美唄川の水位及び雨量、新川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)の提供
- (2) 河川改修計画等の情報提供
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資材又は備蓄資機材の貸与

### 第3章 水防危険区域及び水防施設

#### 第1節 水防危険区域の指定

(水防危険区域等の指定)

- 1 市内河川等で重要水防区域は、別表第4、市街地における低地帯の浸水予想区域は、別表第5及び別図第2のとおりとする。

(洪水浸水想定区域図)

- 2 石狩川、旧美唄川、産化美唄川、美唄川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域が北海道開発局札幌開発建設部より公表されていることから、「石狩川、旧美唄川、産化美唄川、美唄川洪水浸水想定区域図」を地域防災計画別図第4に示す。

#### 第2節 水防施設

(水位観測)

- 1 北海道開発局の所管する水位観測所は、次のとおりである。

水位観測所

| 観測所名  | 水系名 | 河川名   | 位置                            | 計画高水位      | 氾濫危険水位     | 避難判断水位     | 氾濫注意水位     | 水防団待機水位    |
|-------|-----|-------|-------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 奈井江大橋 | 石狩川 | 石狩川   | 樺戸郡浦臼町<br>字キナウスナイ<br>197番地59先 | m<br>20.74 | m<br>20.00 | m<br>19.70 | m<br>15.80 | m<br>14.00 |
| 月形    | 石狩川 | 石狩川   | 岩見沢市北村字<br>豊正42番地12           | 15.98      | 15.60      | 15.30      | 12.30      | 10.40      |
| 美唄    | 石狩川 | 美唄川   | 美唄市茶志内262-13<br>(開明橋地点)       | 18.67      | —          | —          | —          | —          |
| 産化美唄  | 石狩川 | 産化美唄川 | 美唄市北美唄町2区<br>(十線橋下流約360m)     | 17.39      | 17.30      | 17.10      | 13.40      | 11.40      |

(雨量観測)

- 2 北海道開発局の所管する雨量観測所（美唄市関係分）は、次のとおりである。

雨量観測所

| 所轄区分   | 観測所名  | 河川名 | 位置                        | 通報先（照会先）            | 備考 |
|--------|-------|-----|---------------------------|---------------------|----|
| 北海道開発局 | 奈井江大橋 | 石狩川 | 樺戸郡浦臼町字キナウス<br>ナイ197番地59先 | 札幌開発建設部<br>滝川河川事務所  |    |
| 北海道開発局 | 月形    | 石狩川 | 岩見沢市北村字豊正42<br>番地12       | 札幌開発建設部<br>岩見沢河川事務所 |    |
| 北海道開発局 | 美唄山   | 美唄川 | 美唄市滝の沢原野2310<br>(美唄山山頂付近) | 札幌開発建設部<br>岩見沢河川事務所 |    |

(水防資機材の備蓄)

- 3 水防作業の実施に伴う水防資器材の備蓄は、別表第6のとおりである。なお、消耗資材については、市が所有するもののほか、農業協同組合及び民間から必要に応じ、発注調達するものとする。また、資器材等に不足を生じたときについても同様とする。

- 4 水防用土砂堆積場所

水防管理者は、有事に備え土砂採取場を調査し、又は土砂を現地に堆積しておくものとする。堆積場所は、次のとおりとする。

## 土砂堆積場所

| 堆積場所        | 所在地             | 堆積数量              |
|-------------|-----------------|-------------------|
| 美唄市役所       | 美唄市西3条南1丁目1番1号  | 50 m <sup>3</sup> |
| 消防本部        | 美唄市西1条北6丁目1番30号 | 50 m <sup>3</sup> |
| 美唄市立公民館拓北分館 | 美唄市字上美唄原野3732番地 | 50 m <sup>3</sup> |

(排・取水門の操作)

- 5 排・取水門の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努めるものとする。
- (1) 施設管理者は気象等の状況の通報があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。
  - (2) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとする。
  - (3) 操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。
    - ア 目的
    - イ 点検整備要領
    - ウ 操作の時期及び通報
    - エ 操作に関する記録及び報告
    - オ その他
  - (4) 排・取水門及び排水ポンプ場の設置場所は資料8、資料9のとおりである。

## 第4章 通信連絡

## 第1節 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の通信連絡

（水防活動用予警報等）

- 1 水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動の各種予報及び警報並びに北海道が発表する次の警報の取扱い担当者を定め、予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

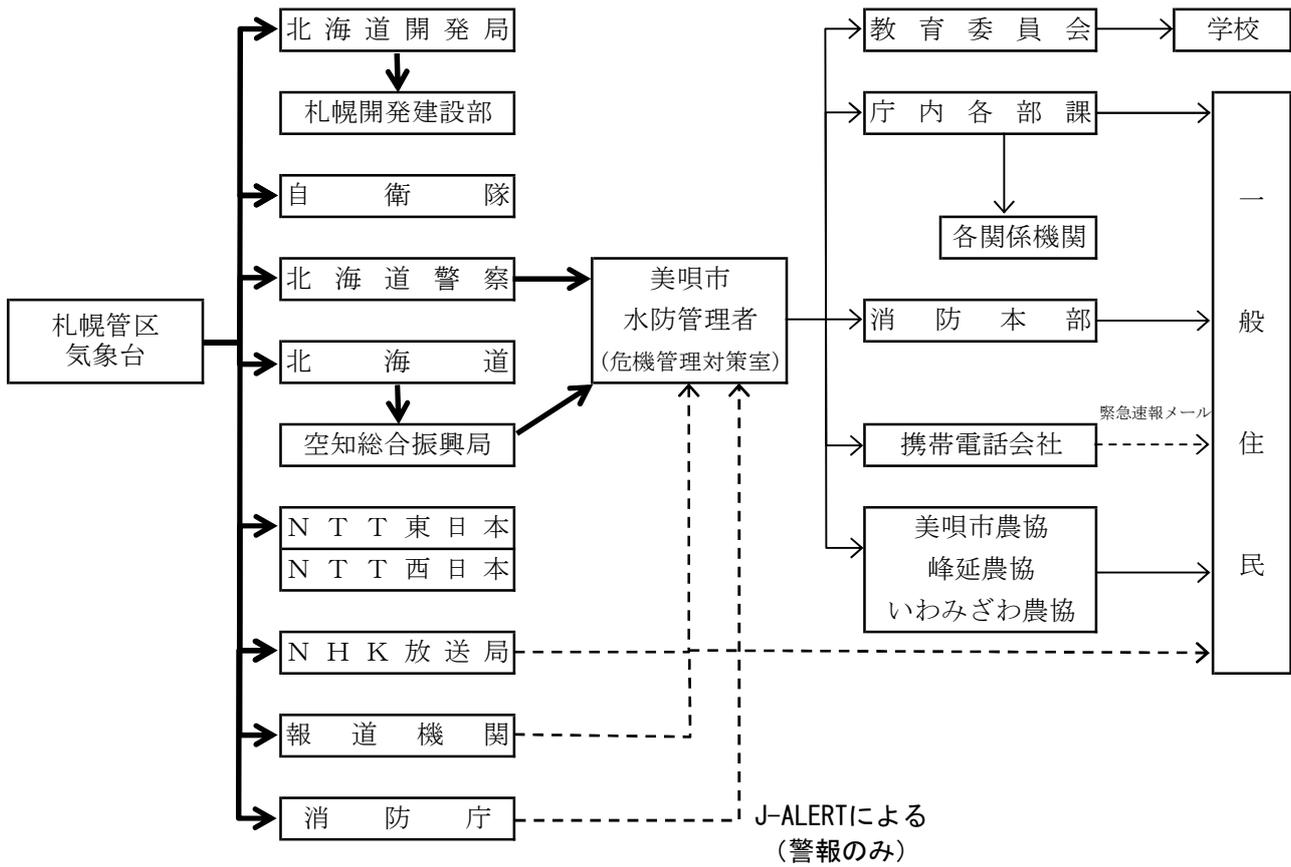
## 水防活動用予警報の種類

|  | 種 類                                      | 発 表 機 関                        | 適 用  |
|--|--|--------------------------------|--|
| 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報<br>・法第10条第1項<br>（気象業務法）<br>・第14条の2第1項 | 大雨注意報<br>大雨警報<br>洪水注意報<br>洪水警報<br>大雨特別警報 | 札幌管区気象台                        | 水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報、特別警報を含めて発表 |
| 洪水予報<br>・法第10条第2項<br>・第14条の2第2項                            | 注意報<br>警報<br>情報                          | 北海道開発局<br>北海道<br>札幌管区気象台<br>共同 | 指定河川について、水位又は流量を示して行う予報                      |
| 水防警報<br>（法第16条第1項）   | 待機・準備・出動<br>指示・解除                        | 北海道開発局<br>北海道                  | 指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表          |

（注） 水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものでなく、一般向け注意報及び警報、特別警報に含めて発表されるものであり、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動注意報が発表されたことになる。

- 2 水防管理者は、水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等、洪水予報及び洪水警報の通知を受けたときは、次表により伝達を行うものとする。

(1) 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等

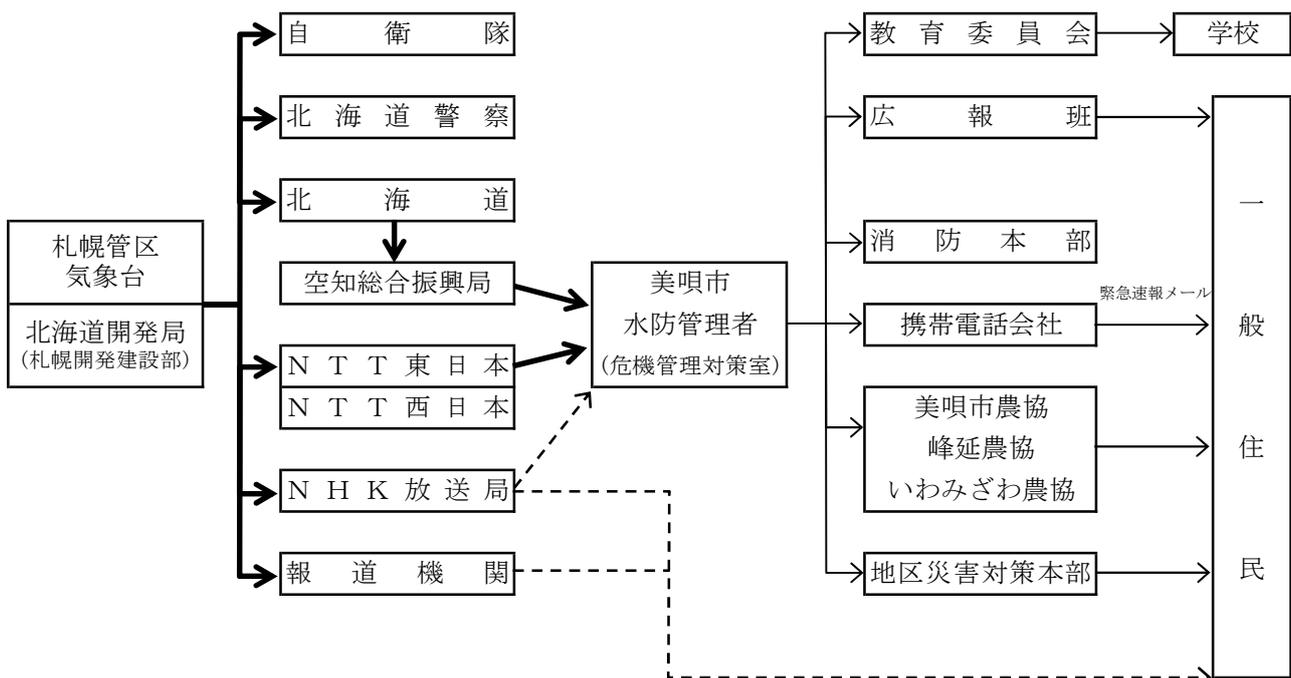


(注) ————— は電話及び無線 ----- は電波による伝達を示す。

※ 水防本部設置後の水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等、洪水予報、水防警報、ダム情報の通報及び決壊情報の受理及び伝達は、総務部が所掌する。

(2) 洪水予報（水位周知河川）

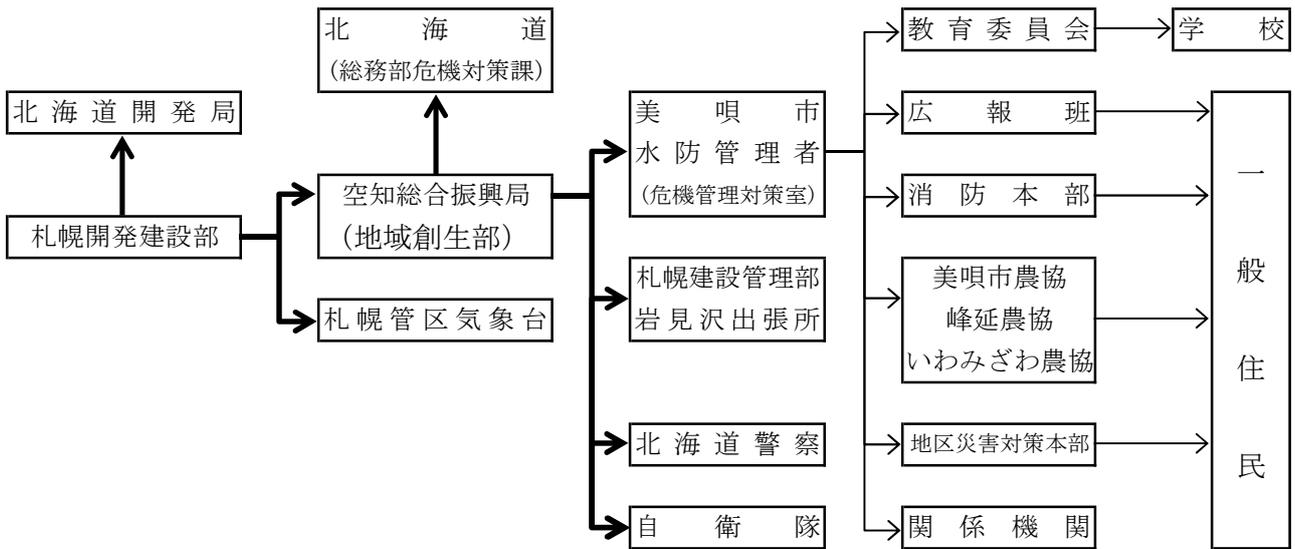
a 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合



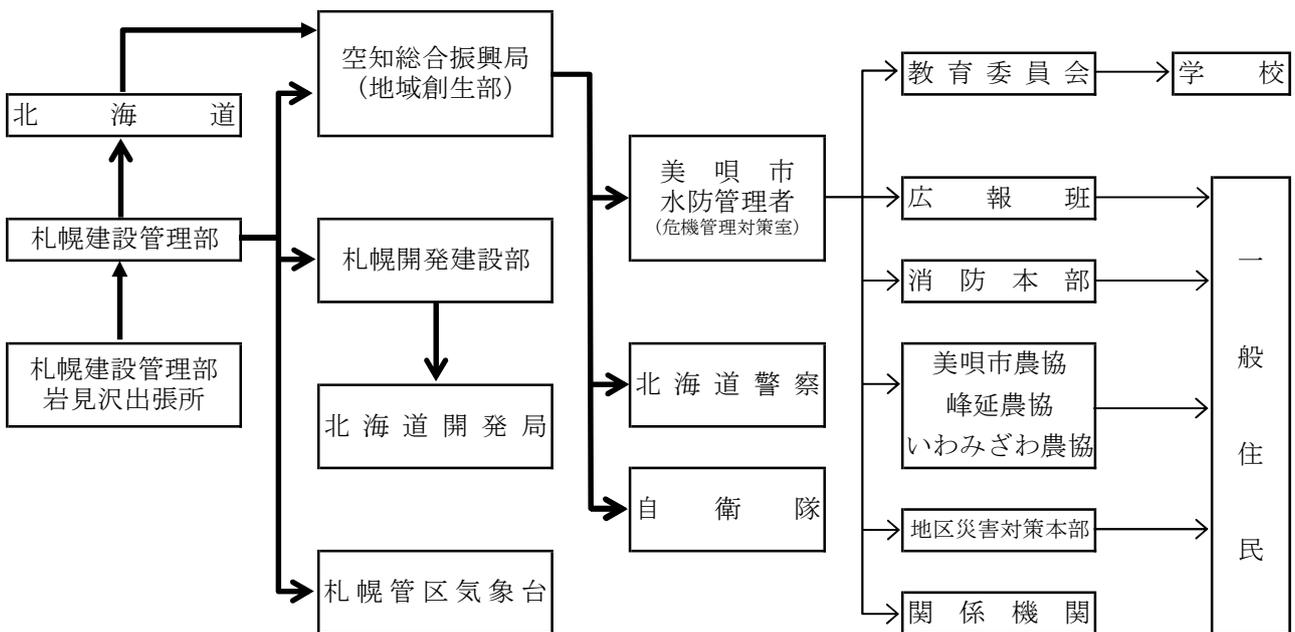
(注) ————— は電話及び無線 ----- は電波による伝達を示す。

(3) 水防警報（法第16条）

a 北海道開発局が発表する場合



b 北海道が発表する場合



## (4) 水位情報、洪水予報、水防警報の発表基準等

| 区 分     | 種 類     | 発 表 基 準 等                               |
|---------|---------|---|
| 水 位 情 報 | 水防団待機水位 | 水防団が出動のために待機する水位                        |
|         | 氾濫注意水位  | 水防団出動の目安となる水位                           |
|         | 避難判断水位  | 避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安、住民への注意喚起の目安となる水位 |
|         | 氾濫危険水位  | 避難勧告等の発令判断、住民の避難判断の目安となる水位              |

| 区 分     | 種 類    | 発 表 基 準 等  |
|---------|--------|--|
| 洪 水 予 報 | 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の状況が見込まれないとき。 |
|         | 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が避難判断水位に達したとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。  |
|         | 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。   |
|         | 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。   |

## ※ 洪水の危険レベルに対応した表現

| 洪水の危険レベル | 洪 水 予 報 | 水 位 情 報 | 市 及 び 市 民 の 行 動  |
|----------|---------|---------|--|
| レベル 1    | (発表なし)  | 水防団待機水位 | ・水防団待機   |
| レベル 2    | 氾濫注意情報  | 氾濫注意水位  | ・水防団出動   |
| レベル 3    | 氾濫警戒情報  | 避難判断水位  | ・市は避難準備・高齢者等避難開始等の発令を判断<br>・市民は氾濫に関する情報に注意                       |
| レベル 4    | 氾濫危険情報  | 氾濫危険水位  | ・市は避難勧告等の発令を判断<br>(発令時期・避難所の確認等)<br>・市民は避難を判断<br>(避難の準備・避難所の確認等) |
| レベル 5    | 氾濫発生情報  | (氾濫発生)  | ・市民避難完了<br>・逃げ遅れた住民の救助等<br>・避難が必要な住民の避難誘導等                       |

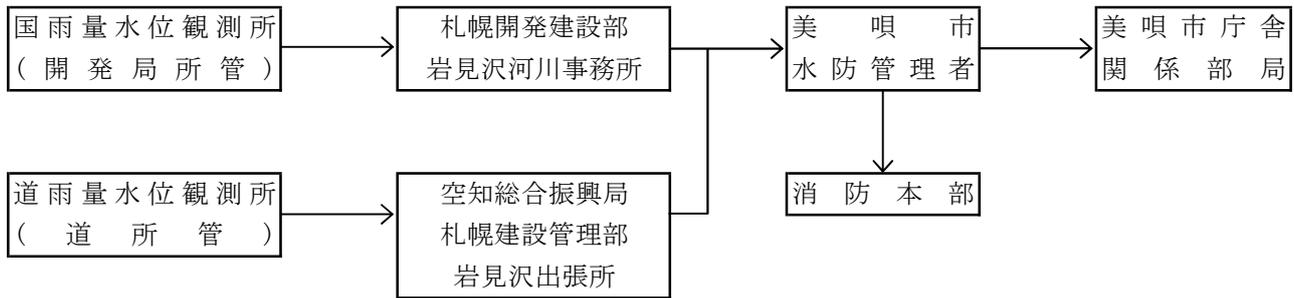
| 区 分     | 種 類 | 内 容  | 発 表 基 準 等   |
|---------|-----|--|---|
| 水 防 警 報 | 待機  | 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて、直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。<br>水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。                             |
|         | 準備  | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。  | 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。                              |
|         | 出動  | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。  | 氾濫注意情報等により、氾濫注意水位を超える恐れがあるとき、又は水位、流量等その他の河川状況により必要と認めるとき。 |
|         | 指示  | 水位、滞水時間、その他の水防活動上必要な状況を明示するとともに、水が溢れる、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。   | 氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害の恐れがあるとき。                       |
|         | 解除  | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。  | 氾濫注意水位以下に降下したとき又は氾濫注意水位以上であっても水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。  |

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

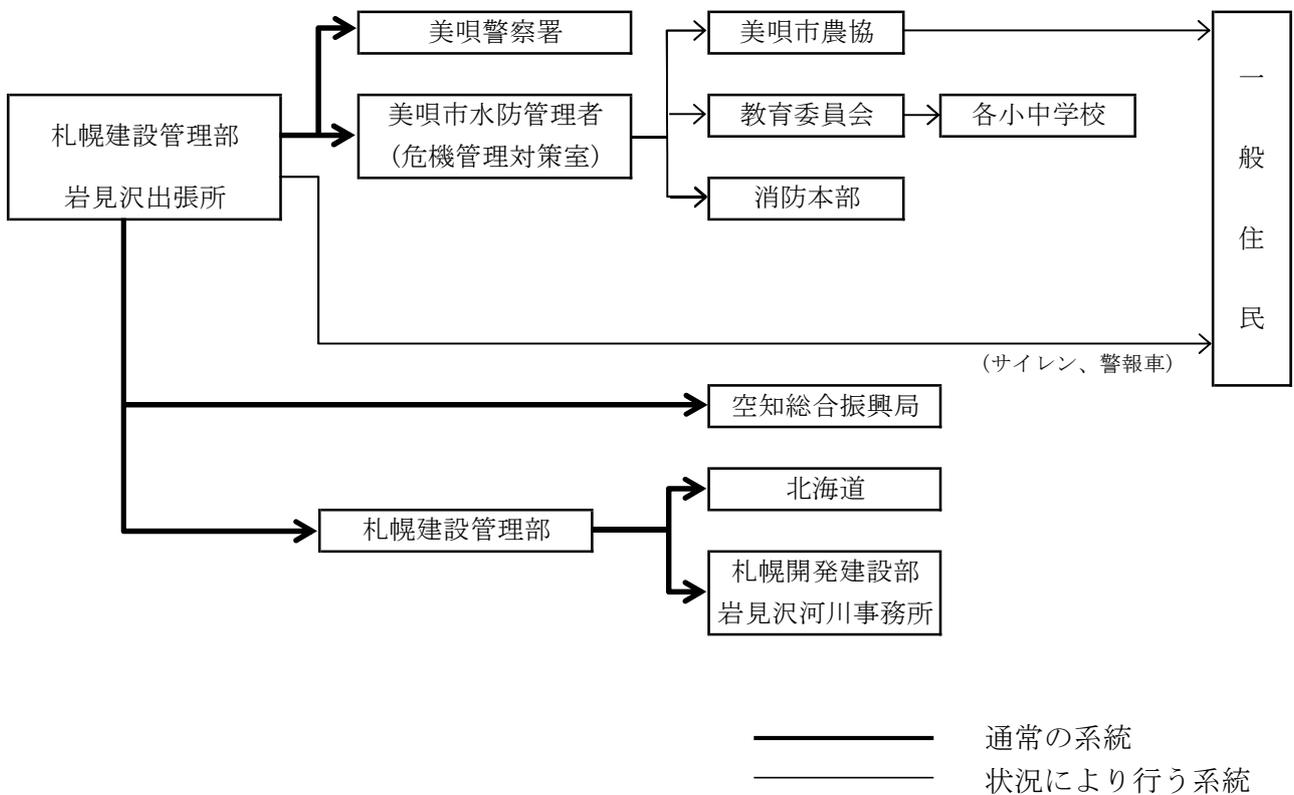
(通報系統)

3 雨量水位観測及びダム情報通報系統は、次のとおりとする。

(1) 雨量水位観測通報系統



(2) ダム情報系統



(水防管理者の情報収集)

4 水防管理者は水防に係る気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等が発表された場合、札幌建設管理部からの通報を受けた場合、又は洪水等の災害のおそれがある場合には、インターネットで公開されている「北海道川の防災情報」などを活用し、随時に雨量及び水位情報の収集・把握に努めなければならない。

## 第2節 通信連絡

## (主通信系統)

- 1 災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備（以下「電話」という。）を主通信系統とする。なお、「非常扱いの通話」又は「緊急扱いの通話」の取扱いは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定により、市外電話交換取扱局からあらかじめ承認を受けた番号の加入電話（電話番号62-3131）をもって、所轄NTT（102番）に「非常」又は「緊急」の旨を告げて通話を請求し、関係機関に通報するものとする。

## (副通信系統)

- 2 主通信系統による設備が利用できない状態になった場合における通信連絡は、次の専用通信施設のうち最も迅速であるものを選定して行うものとする。

## (1) 専用通信施設の利用

- ア 北海道電力の専用電話による通信  
北海道電力㈱の支店・営業所・変電所を經て行う。
- イ 鉄道電話による通信  
鉄道専用の電話により最寄りの駅又は保線所から通信相手機関に最も近い鉄道施設を經て行う。
- ウ 警察電話による通信  
美唄警察署の専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察機関を經て行う。

## (2) 専用無線施設の利用

- ア 消防無線による通信  
美唄市消防本部、署及び消防車に設備の無線を利用して情報収集にあたる。
- イ 美唄市防災行政無線による通信  
美唄市防災行政無線を利用して情報収集にあたる。
- ウ 北海道防災行政無線による通信  
北海道防災行政無線を利用して情報収集にあたる。
- エ 北海道地方非常通信協議会加入無線局による通信  
北海道地方非常通信協議会加入無線（別表第7）を利用して情報収集にあたる。

## (3) 通信途絶時の連絡方法

- 全域にわたり災害が発生し、主通信系統及び前記1及び2の方途による通信が不可能な場合は、自動車、オートバイ、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭等により連絡する等臨機の措置を講ずるものとする。

## 第3節 水防信号

(水防信号)

法第20条の規定により知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

| 方 法<br>区 分           | 警鐘信号                       | サイレン信号                                 | 摘 要                             |
|----------------------|----------------------------|--|---------------------------------|
| 警戒信号                 | ○休止 ○休止 ○休止                | 5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒<br>○-休止 ○-休止 ○-休止 | 氾濫注意水位になったとき。                   |
| 出動<br>第1信号           | ○-○-○ ○-○-○ ○-○-○          | 5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒<br>○-休止 ○-休止 ○-休止    | 水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号         |
| 出動<br>第2信号           | ○-○-○-○ ○-○-○-○<br>○-○-○-○ | 10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒<br>○-休止 ○-休止 ○-休止 | 市の区域内に居住する者の出動信号                |
| 危険信号<br> 避難 <br> 立退き | 乱 打                        | 1秒-5秒 1秒-5秒 1秒-5秒<br>○休止 ○休止 ○休止       | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる信号 |

- (備考) (1) 信号は、適宜時間継続すること。  
 (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。  
 (3) 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

## 第5章 水防活動

## 第1節 水防非常配備体制

(市の配備体制)

1 市は法第10条又は、第11条による洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、美唄市防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

## (1) 市の非常配備基準

| 種 別              | 配 備 内 容   | 配 備 時 期   | 配 備 要 員   |
|------------------|---|---|---|
| 第1非常配備<br>(準備体制) | 災害情報の収集、連絡のため、少数人数をもって当たるもので、次の配備体制に円滑に移行できる体制とする   | 1 暴風、大雨、洪水の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき<br>2 その他本部長が特に必要と認めるとき                     | 総務部総務班<br>経済部農務班<br>都市整備部土木班<br>その他、災害対策本部本部員が指定する職員                  |
| 第2非常配備<br>(警戒体制) | 関係各部の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに応急対策を開始できる体制とする | 1 局地的な災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したとき<br>2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき              | ・災害対策本部に定められた本部員並びに各班の班長<br>・関係部課の長<br>・関係する職員は、「災害時の職員活動マニュアル」に基づく体制 |
| 第3非常配備<br>(出動体制) | 本部の全員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに応急対策を開始できる体制とする     | 1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は、被害が甚大であると予想される場合において、本部長が配備<br>2 予想されない重大な災害が発生したとき | 本部の全員をもって当たるもので、状況によってそれぞれの災害応急活動ができる体制とする                            |

(備 考) 災害の規模及び特殊性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## (2) 消防機関の非常配備基準

| 種 別              | 配 備 の 時 期   | 配 備 の 内 容   |
|------------------|---|---|
| 第1非常配備<br>(準備体制) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防警報河川に水防警報(待機)が発表されたとき。</li> <li>2 石狩川下流氾濫注意情報又は氾濫警戒情報並びに氾濫危険情報が発表され、待機を必要と認めたとき。</li> <li>3 大雨警報又は氾濫警戒情報の発表により、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。</li> <li>4 北海道知事から待機の指示を受けたとき。</li> </ol>                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 状況に応じ直ちに出動できるような非番の職員に対し自宅待機を指示すること。</li> <li>2 重要水防区域、その他水防上注意する箇所の非常監視警戒を行うこと。</li> <li>3 予想される災害の状況程度によって一部の職員又は団員を招集し、隊の増強を行うこと。</li> </ol>  |
| 第2非常配備<br>(警戒体制) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 石狩川氾濫警戒情報及び水防警報河川に水防警報(準備)が発表されたとき。</li> <li>2 大雨警報又は氾濫警戒情報の発表により、又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。</li> <li>3 北海道知事から出動準備の指示を受けたとき。</li> </ol>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非番消防職員の半数及び団員の半数を招集し、隊の編成を行うこと。</li> <li>2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。</li> <li>3 出動車両の点検整備及び救命ボートの組立整備を行うこと。</li> <li>4 水防資機材及び各隊装備機材の整備及び準備を行うこと。</li> <li>5 出動の場合の順路検討及びこれに伴う対策を確認すること。</li> <li>6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。</li> </ol> |
| 第3非常配備<br>(出動体制) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防警報河川に水防警報(出動)が発表されたとき。</li> <li>2 石狩川氾濫警戒情報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。</li> <li>3 大雨警報又は氾濫警戒情報が発表され又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防から水があふれることや決壊等のおそれがあること。</li> <li>4 北海道知事から出動の指示を受けたとき。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防職員及び団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。</li> </ol>   |

## 第2節 巡視及び警戒

## (河川等の巡視)

- 1 水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の河川等を巡視させるとともに、排・取水門の操作員と緊密な連絡を取り、的確な状況把握に努めるものとする。

なお、巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は、当該河川、堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

地区巡視責任者は、次のとおりとする。

| 巡視担当部        | 巡視責任者          | 担当河川等   |
|--------------|----------------|---|
| 都市整備部<br>消防署 | 都市整備課長<br>消防署長 | 石狩川、美唄川、旧美唄川、十三号川、奔美唄川、<br>南奔美唄川、十号川、ゴクドウ川、七号川、中の沢川、<br>ビバイイクシュンベツ川、産化美唄川、新川<br>第二幹川、二号川、第一幹川、ホロウツナイ川<br>南一の沢川、間の沢川、四号川、川内川 |

- 2 溜池その他これに準ずる施設の管理者は、前項に準じ、監視員を定め、担当区域内を巡視させるものとする。

## (非常警戒)

- 3 水防管理者は、非常配備を指令したときは、監視員は市内の水防区域の監視及び警戒を厳重にさせ、監視員は異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は直ちに河川、堤防等の管理者に連絡するとともに、速やかに水防作業を実施する。

堤防等の監視にあたり、注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 居住地側の堤防斜面で漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側の堤防斜面で水あたりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) 排・取水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋りょうその他の構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) ため池については、次の事項について注意するものとする。
  - ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
  - イ 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
  - ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態
  - エ 流入水及び浮遊物の状況
  - オ 周辺の地すべり等の崩落状況

## 第3節 警戒区域の設定

## (警戒区域の設定)

- 1 法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は、その区域から退去を命ずることができる。

- 2 前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

## (警戒区域設定の報告)

- 3 前2項において、警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

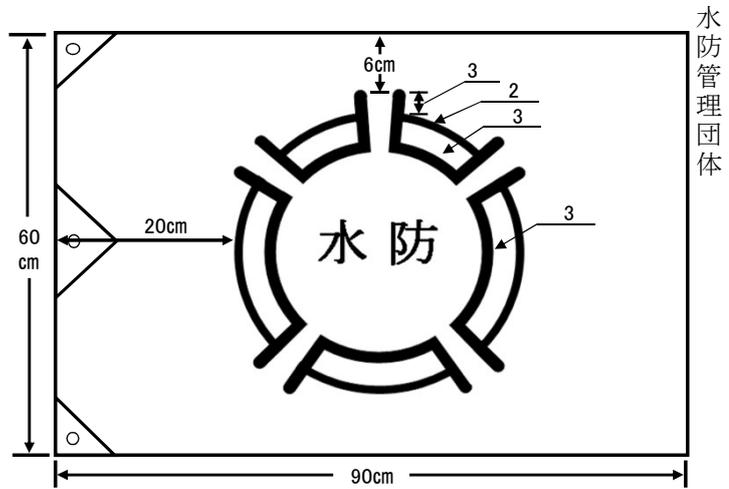
第4節 水防標識及び身分証票

(水防標識)

1 法第18条の規定により水防のために出動する舟、車等の標識は次のとおりとする。

前面ウインドステッカー

標 旗



水防管理団体

(注) 「水防」の文字は赤で書くこと。  
外枠は黒、地は白のこと。

(身分証明)

2 法第49条第1項及び第2項に定める業務を行うための市の職員及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりとする。

表

裏

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 水防立入検査証 |     |     |
| 所 属     |     |     |
| 職       |     |     |
| 氏 名     |     |     |
|         | 年   | 月 日 |
| 水防管理者   | (印) |     |

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 注 意 |                                 |
| 1   | 本書は、他人に貸与し、若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。 |
| 2   | 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。     |
| 3   | 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。        |

縦 9 cm  
横 6 cm

第5節 水防作業及び工法

(水防作業)

- 1 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、非常事態においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(水防工法)

- 2 水防区域に対する水防工法は、資料1のとおりである。

第6節 避難のための立退き

(避難のための立退きの指示)

- 1 水防管理者は、堤防が決壊した場合、又は堤防の決壊の恐れがある場合等、洪水による著しい危険が切迫しているときは、「美唄市地域防災計画書」(第5章災害応急対策計画第4節 避難救出計画)の定めるところにより直ちに必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、立退きを指示したときは、速やかに知事(空知総合振興局長)及び美唄警察署長に報告しなければならない。

解除公示した場合も同様とする。

(警察官の避難の指示)

- 2 警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないとき、又は水防管理者から要請があったときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のために立退き又はその準備を指示することができるものとする。この場合、直ちに水防管理者に通知するものとする。

(避難所等の指定)

- 3 避難者の輸送・避難所等の指定は「美唄市地域防災計画書」(第5章災害応急対策計画第4節 避難救出計画及び第19節 輸送計画)に定めるところによるものとする。

(高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達)

- 4 浸水予想区域内の高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者関連施設)について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

(要避難区域内の要配慮者関連施設)

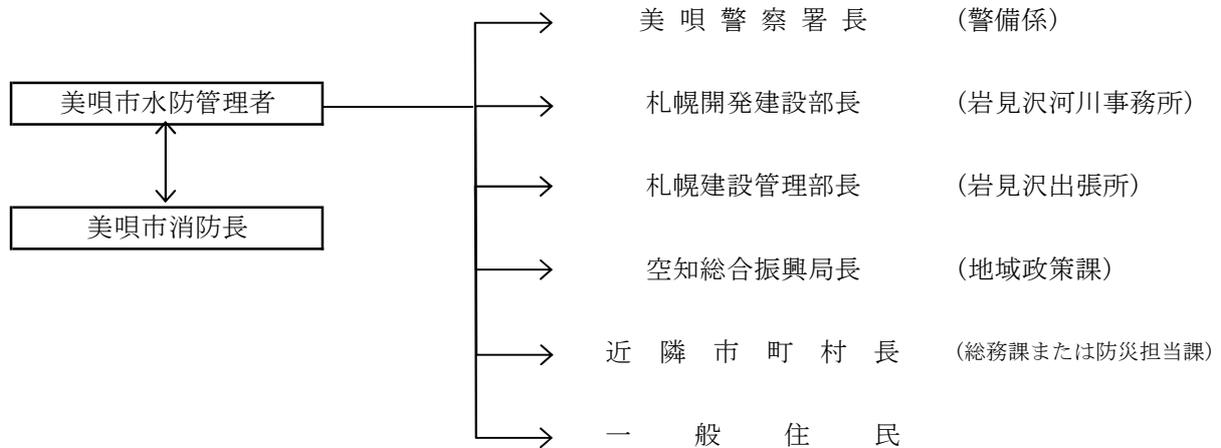
| 施設名     | 所在地        | 電話番号    |
|---------|------------|---------|
| 西美唄福祉会館 | 美唄市西美唄元村美富 | 69-2723 |
| 中村福祉会館  | 美唄市中村町中央   | 69-2813 |

第7節 決壊通報

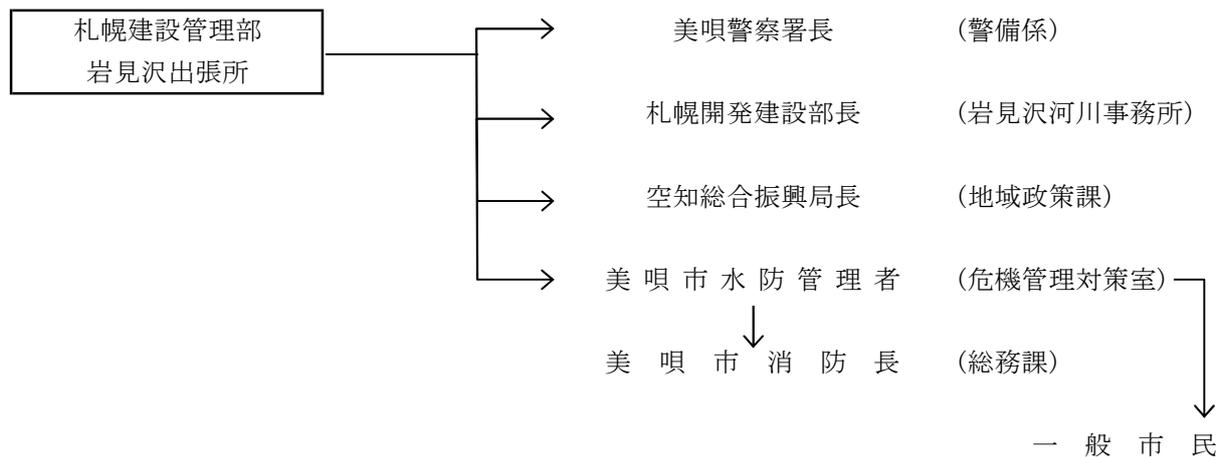
(決壊通報)

堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防長は直ちに次により通報するものとする。

1 堤防等の決壊通報系統図



2 ダム決壊通報系統図



第8節 水防解除

(水防解除)

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを一般に周知するものとする。

## 第6章 公用負担等

(公用負担)

- 1 法第28条の規定により、水防管理者又は消防機関の長は、水防のため必要があるときに次の権限を行使することができる。
- (1) 必要な土地の一時使用
  - (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
  - (3) 車両及びその他運搬用機器の使用
  - (4) 排水用機器の使用
  - (5) 工作物その他の障害物の処分
- 2 公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防長にあつては、その身分証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があつた場合はこれを呈示しなければならない。

|   |
|---|
| 第 号   |
| 公用負担権限委任証   |
| 住所  |
| 職名  |
| 氏名  |
| 上記の者に 区域における<br>水防法第28条第1項の権限行使<br>について委任したことを証明する。 |
| 平成 年 月 日  |
| 委任者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>         |

縦9 cm  
横6 cm

(公用負担命令書)

- 3 公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

|                                 |
|---------------------------------|
| 第 号                             |
| 公 用 負 担 命 令 書                   |
| 住 所<br>氏 名                      |
| 水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる  |
| 1 目的物                           |
| (1) 所在地                         |
| (2) 名 称                         |
| (3) 種 類 (又は内容)                  |
| (4) 数 量                         |
| 2 負担内容<br>(使用、収用、処分等について詳記すること) |
| 平成 年 月 日                        |
| 命令者 職 氏名                        |
| 印                               |

(損失補償)

- 4 水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条第2項の規定により損失を補償するものとする。

(公務災害補償)

- 5 法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態になったときは、法第45条の規定に基づき、「美唄市消防団員等公務災害補償条例」(昭和41年条例第23号)の定めるところにより補償しなければならない。

## 第7章 水防報告

(水防報告)

1 水防管理者は次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防の機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき。

(水防活動実施報告)

2 水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、様式第1号に定める水防活動実施報告を作成の上、所定の期日までに空知総合振興局長に報告するものとする。

なお、調査対象期間は、1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月とする。

(水防活動の周知)

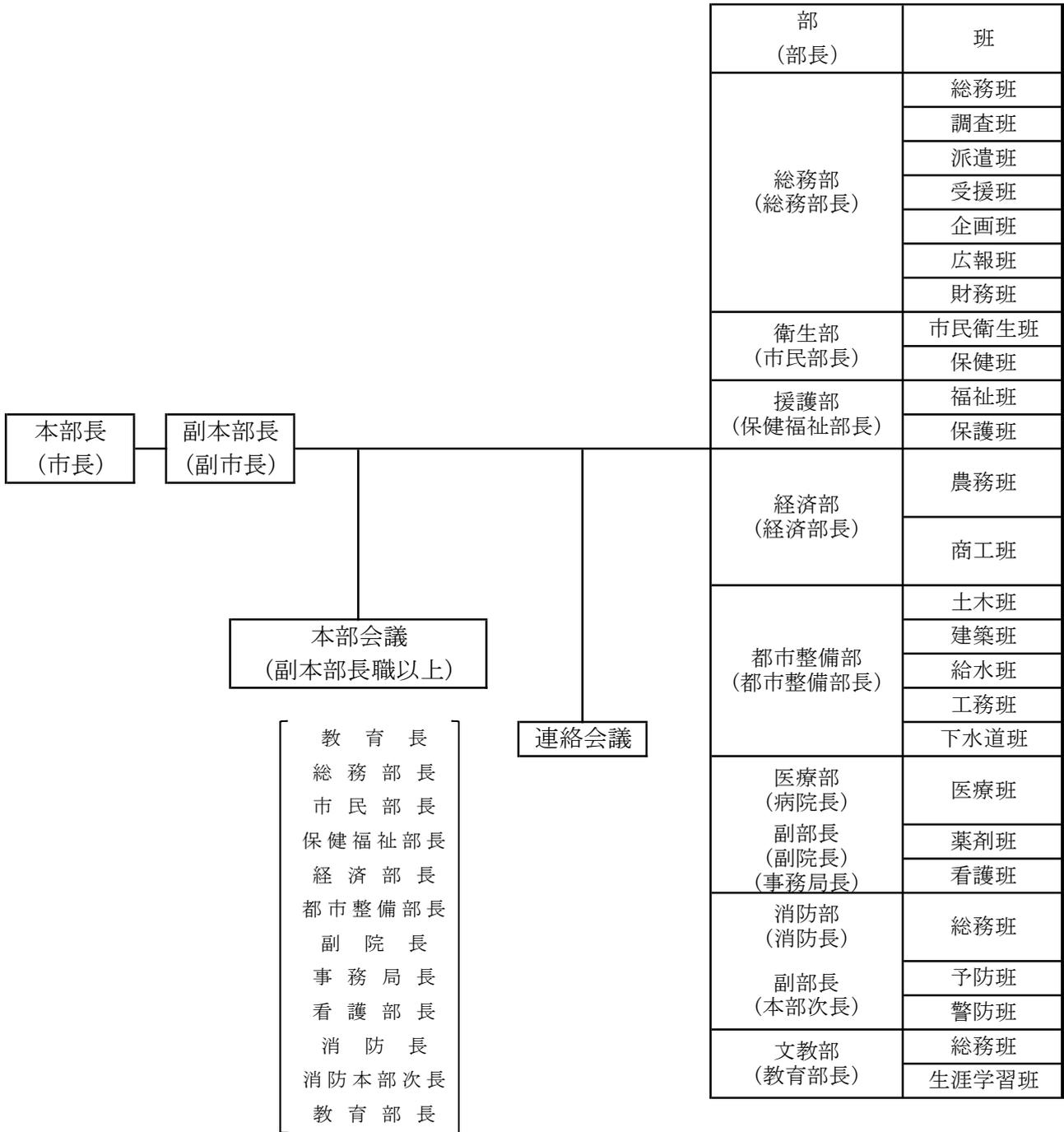
3 水防管理者は、水防活動が実施された場合は、記者発表、ホームページ掲載、広報紙掲載などによる広報活動を実施することが望ましい。

## 第8章 水 防 訓 練

(水防訓練)

水防管理者は消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、法第35条に定めるところにより毎年1回以上水防訓練を実施するものとする。

美唄市水防本部組織



## 美 唄 市 水 防 本 部 班 長 及 び 班 員

| 部     | 班                 | 部署名  | 班長 (担当地区等)  |  |                  | 班員                               |
|-------|-------------------|--|---|--|------------------|----------------------------------|
| 総務部   | 総務班               | 危機管理対策室<br>総務課   | 危機管理対策室長  |  |                  | おむね班長の<br>属する所属<br>職員をもって<br>あてる |
|       | 調査班               | 税務課<br>観光振興課<br>農業委員会  | 税務課長<br>税務課課長補佐<br>観光振興課長<br>農委事務局長   | A地区<br>B地区<br>C地区<br>D地区   | 別<br>図<br>第<br>2 |                                  |
|       | 派遣班               | 観光振興課 (兼)<br>生活環境課 (兼)<br>財政課 (兼)<br>契約管財課<br>議会事務局<br>契約管財課<br>選挙管理委員会<br>監査事務局<br>市民課<br>会計課<br>こども未来課 (兼)<br>生涯学習課 (兼)<br>経済振興課 (兼) | 観光振興課長補佐<br>生活環境課長補佐<br>財政課長補佐<br>契約管財課長補佐<br>議会事務局次長<br>契約管財課長<br>選挙管理委員会次長<br>監査事務局長<br>市民課長<br>会計課長<br>こども未来課長補佐<br>生涯学習課長補佐<br>経済振興課長補佐 | 栄町コミュニティセンター<br>南美唄小学校<br>中村福祉会館<br>西美唄福祉会館<br>北美唄宮農改善センター<br>公民館拓北分館<br>豊葦宮農改善センター<br>光珠内福祉会館<br>峰延小学校<br>開発福祉会館<br>沼の内総合会館<br>日東福祉会館<br>茶志内小学校 |                  |                                  |
|       | 受援班・企画班<br>(兼広報班) | 総合政策課  | 総合戦略室長  |  |                  |                                  |
|       | 広報班               | 秘書広報課  | 秘書広報課長  |  |                  |                                  |
|       | 財務班<br>(兼広報班)     | 財政課  | 財政課長  |  |                  |                                  |
|       | 市民衛生班             | 生活環境課  | 生活環境課長  |  |                  |                                  |
|       | 保健班<br>(兼保護班)     | 健康推進課  | 健康推進課長  |  |                  |                                  |
|       | 福祉班<br>(兼保護班)     | 高齢福祉課  | 高齢福祉課長  |  |                  |                                  |
|       | 保護班               | 地域福祉課・こども未来課   | 地域福祉課長  |  |                  |                                  |
| 経済部   | 農務班               | 農政課・農林整備課<br>・農地整備課  | 経済部理事   |  |                  |                                  |
|       | 商工班               | 経済振興課  | 経済振興課長  |  |                  |                                  |
| 都市整備部 | 土木班               | 都市整備課  | 都市整備課長  |  |                  |                                  |
|       | 建築班               | 都市建築住宅課  | 都市建築住宅課長  |  |                  |                                  |
|       | 給水班               | 水道課  | 水道課長  |  |                  |                                  |
|       | 工務班               |  | 水道課課長補佐   |  |                  |                                  |
|       | 下水道班              | 下水道課   | 下水道課長   |  |                  |                                  |
| 医療部   | 医療班               | 市立病院   | 内科医長  |  |                  |                                  |
|       | 薬剤班               |  | 薬剤師長  |  |                  |                                  |
|       | 看護班               |  | 副看護部長   |  |                  |                                  |
|       | 総務班               |  | 病院事務局次長   |  |                  |                                  |
| 消防部   | 総務班               | 総務課  | 消防総務課長  |  |                  |                                  |
|       | 予防班               | 予防課  | 予防課長  |  |                  |                                  |
|       | 警防班               | 警防課・救急課  | 消防署長  |  |                  |                                  |
| 文教部   | 総務班               | 学務課  | 学務課長  |  |                  |                                  |
|       | 生涯学習班             | 生涯学習課・スポーツ振興課  | 生涯学習課長  |  |                  |                                  |

(注) 次の施設の職員は、その施設の管理のため上記班長及び班員から除くものとする。  
ただし、災害状況に応じ、各部、班に応援、協力をするものとする。

恵風園及び恵祥園、保育所、図書館、学校給食センター、郷土史料館、  
各小・中学校、幼稚園、児童館、南美唄コミュニティセンター

別表第2 (第2章第1節3関係)

## 水 防 本 部 の 事 務 分 掌

| 名 称         | 業 務 分 担  |  |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |
|-------------|--|--|--|------|-----|--|-----|----------------------------------|-----|--|-----|---------------------------------|
| 各部共通        | 1 住民組織の協力についての事項<br>2 各部所管に属する災害状況の把握についての事項<br>3 指令伝達及び本部電話応待のための連絡員配置についての事項<br>4 各班長の非常招集についての事項  |  |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |
| 各班共通        | 1 所管に属する被害調査、災害応急対策及び災害復旧についての事項<br>2 所管に属する災害広報資料の収集及び災害写真撮影についての事項<br>3 所管に属する災害応急対策に必要な資器材の備蓄及び点検についての事項<br>4 各関係機関との連絡調整についての事項<br>5 各班の非常招集についての事項<br>6 被害の状況等による他の班に対する応援についての事項 |  |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |
| 部<br>務<br>総 | 総務班  | 1 水防協議会についての事項<br>2 本部会議及び連絡会議についての事項<br>3 本部の設置及び廃止についての事項<br>4 非常配備体制についての事項<br>5 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報の受理伝達についての事項<br>6 市民からの通報の受理についての事項<br>7 災害状況の取りまとめについての事項<br>8 災害救助法の適用申請及び応急救助の実施調整についての事項<br>9 避難命令についての事項<br>10 自衛隊派遣要請についての事項<br>11 指定行政機関に対する応急措置の要請についての事項<br>12 各部、班の連絡調整についての事項<br>13 り災証明についての事項<br>14 その他各部、各班に属しない事項   |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |
|             | 調査班  | 1 災害状況の把握についての事項（町内会等による情報収集）<br>2 一般的被害（人的、住家、非住家）の調査についての事項<br>3 上記調査の結果の取りまとめについての事項<br>4 調査地区（別図第1） <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 85%;">担当地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A地区</td> <td>母町東地区（JR線路東側）、南美唄町、東明地区、落合町、盤の沢町、我路町、進徳町（JR線路東側）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B地区</td> <td>母町西地区（JR線路西側）、一心町（美唄川以北）、沼の内町の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C地区</td> <td>茶志内町、日東町、中村町、北美唄町、開発町、西美唄町、上美唄町、豊葦町、沼の内町、癸巳町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D地区</td> <td>峰延町、光珠内町、進徳町（JR線路西側）、一心町（美唄川以南）</td> </tr> </tbody> </table> |  | 担当地区 | A地区 | 母町東地区（JR線路東側）、南美唄町、東明地区、落合町、盤の沢町、我路町、進徳町（JR線路東側） | B地区 | 母町西地区（JR線路西側）、一心町（美唄川以北）、沼の内町の一部 | C地区 | 茶志内町、日東町、中村町、北美唄町、開発町、西美唄町、上美唄町、豊葦町、沼の内町、癸巳町 | D地区 | 峰延町、光珠内町、進徳町（JR線路西側）、一心町（美唄川以南） |
|             |  | 担当地区   |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |
| A地区         | 母町東地区（JR線路東側）、南美唄町、東明地区、落合町、盤の沢町、我路町、進徳町（JR線路東側）   |  |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |
| B地区         | 母町西地区（JR線路西側）、一心町（美唄川以北）、沼の内町の一部   |  |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |
| C地区         | 茶志内町、日東町、中村町、北美唄町、開発町、西美唄町、上美唄町、豊葦町、沼の内町、癸巳町   |  |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |
| D地区         | 峰延町、光珠内町、進徳町（JR線路西側）、一心町（美唄川以南）  |  |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |
| 派遣班         | 1 配備区域内の災害状況の把握及び情報連絡についての事項<br>2 本部指令の現地令達についての事項<br>3 避難勧告指示の周知についての事項<br>4 住民組織、団体等との連絡調整及び関係住民との渉外についての事項<br>5 派遣班配備先、担当区域等  |  |  |      |     |  |     |                                  |     |  |     |                                 |

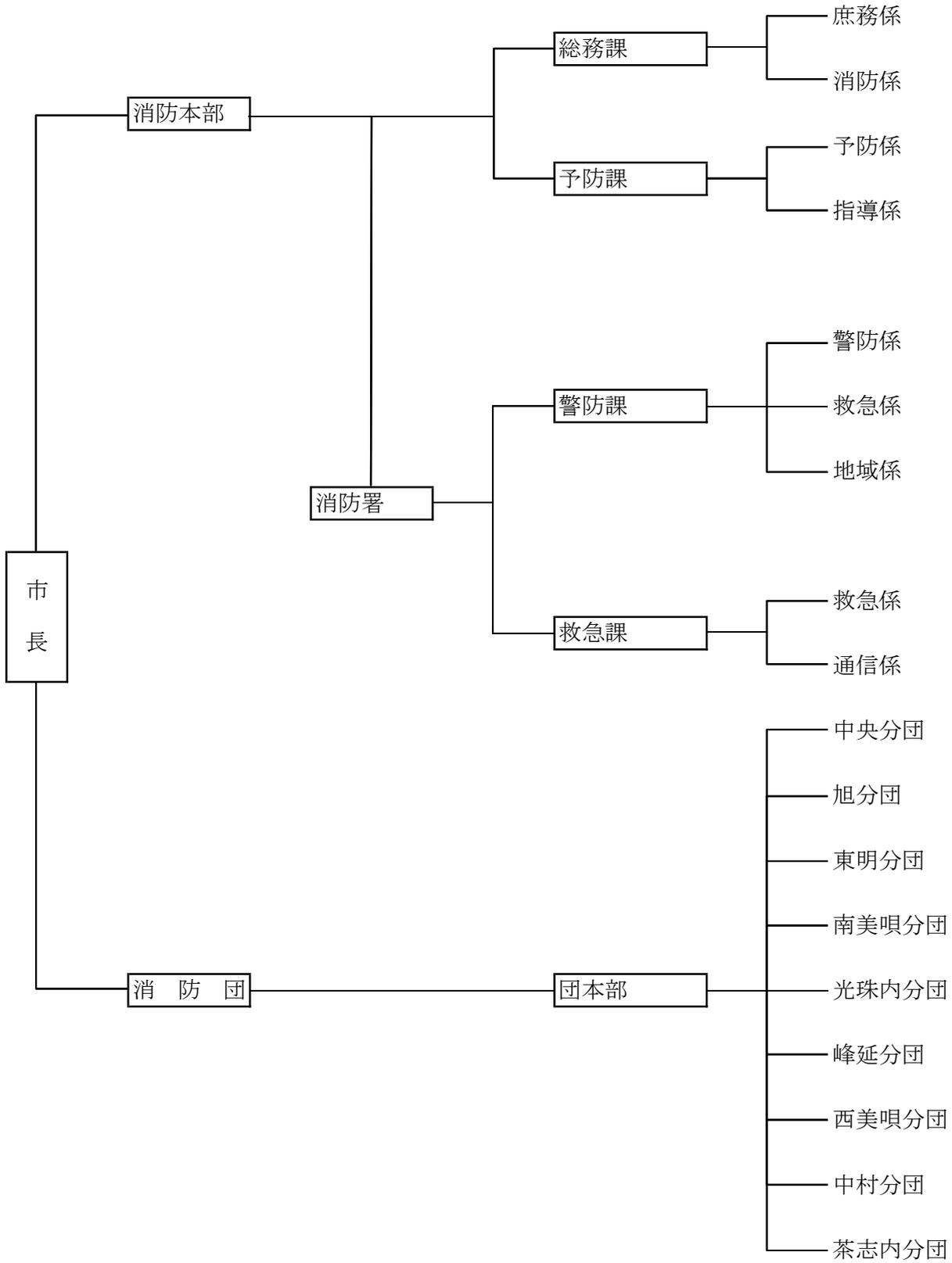
| 名 称    |     | 業 務 分 担  |         |                    |
|--------|-----|--|---------|--------------------|
| 総<br>務 | 派遣班 | 本部長は、災害の状況に応じて班長及び班員を派遣するものとする。  |         |                    |
|        |     | 派遣先  | 連絡先     | 担当区域               |
|        |     | 栄町コミュニティセンター   | —       | 落合町、盤の沢町、我路町、東明町一円 |
|        |     | 南美唄小学校   | 63-2349 | 南美唄区域一円            |
|        |     | 中村福社会館   | —       | 中村町一円              |
|        |     | 西美唄福社会館  | —       | 上美唄町、西美唄町一円        |
|        |     | 北美唄営農改善センター  | —       | 北美唄町一円             |
|        |     | 公民館拓北分館  | 62-6057 | 光珠内町拓北一円           |
|        |     | 豊葦営農改善センター   | —       | 豊葦町一円              |
|        |     | 光珠内福社会館  | —       | 光珠内町一円             |
|        |     | 峰延小学校  | 67-2229 | 峰延町一円              |
|        |     | 開発福社会館   | 62-4569 | 開発町一円              |
|        |     | 沼の内総合会館  | —       | 沼の内町一円             |
|        |     | 日東福社会館   | —       | 日東町一円              |
|        |     | 茶志内小学校   | 65-2120 | 茶志内町一円             |
| 部      | 受援班 | 1 受援に関する人的・物的資源ニーズのとりまとめについての事項<br>2 道や他市町村に対する応援要請についての事項<br>3 応援部隊の受入れについての事項  |         |                    |
|        | 企画班 | 1 復興計画の総合調整についての事項   |         |                    |
|        | 広報班 | 1 災害時の広報及び広聴についての事項<br>2 災害状況の公表についての事項<br>3 報道機関との連絡についての事項<br>4 被災地の巡回広報活動についての事項<br>5 災害調査団等の応待及び陳情についての事項<br>6 被災者相談所の開設についての事項  |         |                    |
| 部      | 財務班 | 1 災害関係予算及び経理についての事項<br>2 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画並びに調達についての事項<br>3 被災者及び出動職員の緊急輸送についての事項<br>4 市有車両の集中管理（指定車両を除く）及び運行についての事項<br>5 市有車両以外の連絡車の確保についての事項<br>6 災害業務従事者の応急炊出しについての事項<br>7 災害救助法による繰替支弁についての事項 |         |                    |

| 名 称       |       | 業 務 分 担   |
|-----------|-------|---|
| 衛 生 部     | 市民衛生班 | 1 被災地域の防疫及び清掃についての事項<br>2 防疫用薬品及び資材の調達計画及び保管についての事項<br>3 衛生関係施設の被害調査についての事項<br>4 日赤救助活動との連絡調整についての事項<br>5 被災者への災害援護資金貸付についての事項  |
|           | 保健班   | 1 被災地域の保健指導についての事項<br>2 感染症の予防についての事項<br>3 市医師会との連絡調整についての事項  |
| 援 護 部     | 福祉班   | 1 応急物資の調達についての事項<br>2 ボランティアの受入れについての事項<br>3 義援金品の受付及び配分についての事項<br>4 社会福祉施設の被害調査及び応急並びに復旧対策についての事項<br>5 要配慮者についての事項   |
|           | 保護班   | 1 避難所の設置開設についての事項<br>2 被災者の収容及び物資供給についての事項<br>3 被災者の応急炊出しについての事項<br>4 災害時の遺体（身元不明者）の処理及び埋葬についての事項   |
| 経 済 部     | 農務班   | 1 被災地域の病虫害の防疫による農産物被害防止についての事項<br>2 被災地域の家畜の応急救護、防疫及び飼料の確保についての事項<br>3 農林産物、種苗等、生産資材の確保についての事項<br>4 農林災害の応急及び復旧対策についての事項<br>5 農林関係資金の融通及び農業災害補償対策についての事項<br>6 農作物及び農業用施設の被害調査についての事項<br>7 排水機場の運転についての事項  |
|           | 商工班   | 1 災害時の応急食糧の調達についての事項<br>2 災害時の物価の抑制及び生活必需品の流通対策についての事項<br>3 被災商工業者の金融及び復旧対策についての事項<br>4 商工関係の被害調査及び応急並びに復旧対策についての事項   |
| 都 市 整 備 部 | 土木班   | 1 都市施設の保守及び応急修理についての事項<br>2 道路、河川、堤防、橋梁等の保全及び応急修理についての事項<br>3 災害応急及び復旧資材の調達保管並びに配分についての事項<br>4 作業用車両及び土木建設機械の運用についての事項（排水ポンプ借上含）<br>5 危険区域の警戒、巡視についての事項<br>6 重要警戒区域の設定及び危険地点の指定についての事項<br>7 担当地域内の土木災害の応急及び復旧対策についての事項<br>8 災害地域の障害物の除去についての事項<br>9 災害救助法による繰替支弁についての事項<br>10 土木施設の被害調査についての事項<br>11 被災地域の交通不能箇所の調査及び通行路線の決定についての事項 |

| 名 称                   |       | 業 務 分 担  |
|-----------------------|-------|--|
| 都<br>市<br>整<br>備<br>部 | 建築班   | 1 避難所及び応急仮設住宅の建設についての事項<br>2 公共施設（建築物）の応急修理についての事項<br>3 被災者の応急仮設住宅入居についての事項<br>4 災害時の建築用応急及び復旧資材の調達についての事項<br>5 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資についての事項<br>6 災害救助法による繰替支弁についての事項<br>7 公営住宅の被害調査及び応急並びに復旧対策についての事項 |
|                       | 給水班   | 1 被災地域の飲料水の確保及び供給についての事項<br>2 災害救助法による繰替支弁についての事項<br>3 給水広報についての事項   |
|                       | 工務班   | 1 水道施設の保全及び応急修理についての事項<br>2 水道施設の被害調査及び応急並びに復旧対策についての事項  |
|                       | 下水道班  | 1 下水道施設の管理保全及び応急対策についての事項  |
| 医<br>療<br>部           | 医療班   | 1 災害時の医療についての事項  |
|                       | 薬剤班   | 1 災害時の薬剤についての事項<br>2 医薬品の確保についての事項   |
|                       | 看護班   | 1 災害時の看護及び助産についての事項  |
|                       | 総務班   | 1 院内の非常体制についての事項<br>2 応急救護所設置についての事項<br>3 各班との連絡調整についての事項<br>4 医療資材の確保についての事項<br>5 負傷者の救護移送についての事項<br>6 災害救助法による繰替支弁についての事項  |
| 消<br>防<br>部           | 総務班   | 1 気象情報の収集及び警報の発令についての事項<br>2 消防団員の非常招集についての事項<br>3 水防応急資器材の調達についての事項   |
|                       | 予防班   | 1 水災による被害調査についての事項<br>2 災害時の危険物の保安についての事項<br>3 災害予想区域の広報、情報収集及び調査についての事項   |
|                       | 警防班   | 1 水防活動についての事項<br>2 危険河川の警戒、巡視及び防護についての事項<br>3 避難の指示についての事項<br>4 人畜の救出及び保護についての事項<br>5 災害時の遺体の捜索についての事項<br>6 排水ポンプに関する事項<br>7 水防重要警戒区域の設定についての事項  |
| 文<br>教<br>部           | 総務班   | 1 部内の連絡調整及び庶務についての事項<br>2 学校施設の被害状況調査及び応急対策についての事項<br>3 児童生徒の避難誘導についての事項<br>4 被災児童生徒の学用品等の給与についての事項<br>5 災害救助法による繰替支弁についての事項   |
|                       | 生涯学習班 | 1 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策についての事項<br>2 文化財の保全並びに被害状況調査及び応急対策についての事項<br>3 体育施設の被害状況調査及び応急対策についての事項<br>4 施設利用者の避難誘導等についての事項   |

別表第3 (第2章第1節4関係)

消防機関の組織



別表第4（第3章第1節関係）

【重要水防区域】

重要度 A：水防上最も重要な区間

B：水防上重要な区間

要注意：要注意区間

平成29年度北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所

| No.  | 河川名  | 左右岸 | 種別   | 重点区間 | 重要度 | 築堤名     | 距離標         | 延長   | 備考                      |
|------|------|-----|------|------|-----|---------|-------------|------|-------------------------|
| 39   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  |      | A   | 大曲左岸築堤  | 57.97～59.80 | 1.80 |                         |
| 40   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  |      | B   | 大曲左岸築堤  | 59.80～60.80 | 0.98 |                         |
| 41   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  |      | A   | 大曲左岸築堤  | 60.80～61.00 | 0.20 |                         |
| 42   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  | ○    | A   | 大曲左岸築堤  | 61.00～62.30 | 1.28 | ※H26検討：KP62.00          |
| 43   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  |      | A   | 大曲左岸築堤  | 62.30～62.70 | 0.40 |                         |
| 44   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  |      | A   | 大曲左岸築堤  | 62.70～63.30 | 0.59 |                         |
| 45   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  |      | B   | 大曲左岸築堤  | 63.30～63.80 | 0.50 |                         |
| 46   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  | ○    | B   | 大曲左岸築堤  | 63.80～64.20 | 0.40 | ※H26検討：KP64.00          |
| 49   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  |      | B   | 大曲左岸築堤  | 64.20～64.50 | 0.41 |                         |
| 51   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  |      | B   | 大曲左岸築堤  | 64.50～65.20 | 0.70 |                         |
| 52   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  | ○    | B   | 中村農場築堤  | 64.75～67.50 | 2.74 | ※H26検討：KP67.50          |
| 53   | 石狩川  | 左岸  | 堤防高  | ○    | B   | 中村農場築堤  | 67.50～67.80 | 0.17 | ※H26検討：KP67.50          |
| 198  | 石狩川  | 左岸  | 堤防断面 |      | B   | 中村農場背割堤 | 63.93～64.87 | 1.05 |                         |
| 199  | 石狩川  | 左岸  | 堤防断面 | ○    | B   | 中村農場築堤  | 65.71～67.45 | 1.73 | ※H26検討：KP67.50          |
| 200  | 石狩川  | 左岸  | 堤防断面 | ○    | B   | 中村農場築堤  | 67.45～67.95 | 0.37 | ※H26検討：KP67.50 68.00    |
| 233  | 石狩川  | 左岸  | 漏水   |      | B   | 中村農場背割堤 | 63.93～64.87 | 1.05 |                         |
| 234  | 石狩川  | 左岸  | 漏水   | ○    | B   | 中村農場築堤  | 65.71～67.80 | 1.95 | ※H26検討：KP67.50 68.00    |
| 259  | 石狩川  | —   | 工作物  | ○    | B   | 月形大橋    | 58.00       | —    | ※H26検討                  |
| 282  | 石狩川  | 左岸  | 破堤跡  |      | 要注意 | 大曲左岸築堤  | 62.70       | —    | S50.8溢水破堤               |
| 283  | 石狩川  | 左岸  | 破堤跡  |      | 要注意 | 大曲左岸築堤  | 63.50       | —    | S50.8溢水破堤               |
| 319  | 石狩川  | 左岸  | 旧川跡  |      | 要注意 | 中村農場築堤  | 64.80～64.90 | 0.10 | 河川カルテ                   |
| 320  | 石狩川  | 左岸  | 旧川跡  |      | 要注意 | 中村農場築堤  | 64.90～65.05 | 0.15 | 河川カルテ                   |
| 403  | 石狩川  | 左岸  | 重点区間 | ○    |     | 大曲左岸築堤  | 61.80～62.20 | 0.39 | ※H26検討：KP62.00          |
| 404  | 石狩川  | 左岸  | 重点区間 | ○    |     | 大曲左岸築堤  | 63.80～63.93 | 0.13 | ※H26検討：KP64.00          |
| 405  | 石狩川  | 左岸  | 重点区間 | ○    |     | 中村農場築堤  | 67.30～69.20 | 1.76 | ※H26検討：KP67.5 68.0 69.0 |
| 1360 | 第二幹川 | 左岸  | 堤防高  |      | B   | 上流左岸築堤  | 2.70～3.40   | 0.70 |                         |
| 1361 | 第二幹川 | 右岸  | 堤防高  |      | B   | 上流右岸築堤  | 3.40～3.90   | 0.50 |                         |
| 1363 | 第二幹川 | 左岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流左岸築堤  | 1.66～1.75   | 0.08 |                         |
| 1364 | 第二幹川 | 左岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流左岸築堤  | 3.57～3.63   | 0.06 |                         |
| 1365 | 第二幹川 | 左岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流左岸築堤  | 3.66～3.70   | 0.04 |                         |
| 1366 | 第二幹川 | 左岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流左岸築堤  | 4.20～4.28   | 0.13 |                         |
| 1367 | 第二幹川 | 左岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流左岸築堤  | 4.49～4.53   | 0.05 |                         |
| 1371 | 第二幹川 | 右岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流右岸築堤  | 1.64～1.69   | 0.04 |                         |
| 1372 | 第二幹川 | 右岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流右岸築堤  | 1.74～1.79   | 0.05 |                         |
| 1373 | 第二幹川 | 右岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流右岸築堤  | 3.66～3.76   | 0.10 |                         |
| 1374 | 第二幹川 | 右岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流右岸築堤  | 4.00～4.05   | 0.05 |                         |
| 1375 | 第二幹川 | 右岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流右岸築堤  | 4.20～4.50   | 0.31 |                         |
| 1376 | 第二幹川 | 右岸  | 堤防断面 |      | B   | 上流右岸築堤  | 4.90～5.10   | 0.19 |                         |
| 1377 | 第二幹川 | —   | 工作物  |      | B   | 豊西橋     | 3.69        | —    |                         |

| No.  | 河川名   | 左右岸 | 種別    | 重点区間 | 重要度 | 築堤名    | 距離標         | 延長   | 備考                       |
|------|-------|-----|-------|------|-----|--------|-------------|------|--------------------------|
| 1378 | 第二幹川  | —   | 工作物   |      | B   | 2 1 線橋 | 4.24        | —    |                          |
| 1380 | 第二幹川  | 左岸  | 水衝・洗掘 |      | B   | 上流左岸築堤 | 4.30～5.20   | 0.92 |                          |
| 1382 | 第二幹川  | 右岸  | 水衝・洗掘 |      | B   | 上流右岸築堤 | 4.30～5.70   | 1.44 |                          |
| 1383 | 第二幹川  | 右岸  | 破堤跡   |      | 要注意 | 上流右岸築堤 | 1.70        | —    | S50.8溢水破堤                |
| 1394 | 美唄川   | 左岸  | 堤防高   | ○    | B   | 左岸築堤   | 4.10～5.10   | 1.00 | ※H26検討：KP4.00            |
| 1395 | 美唄川   | 左岸  | 堤防高   |      | A   | 左岸築堤   | 5.10～5.60   | 0.50 |                          |
| 1396 | 美唄川   | 左岸  | 堤防高   |      | B   | 左岸築堤   | 5.60～6.50   | 0.86 |                          |
| 1397 | 美唄川   | 右岸  | 堤防高   |      | B   | 右岸築堤   | 0.20～1.10   | 0.90 | 中村農場背割堤                  |
| 1398 | 美唄川   | 右岸  | 堤防高   | ○    | B   | 右岸築堤   | 4.10～5.10   | 1.01 | ※H26検討：KP4.00 4.20       |
| 1399 | 美唄川   | 右岸  | 堤防高   |      | A   | 右岸築堤   | 5.10～5.60   | 0.50 |                          |
| 1400 | 美唄川   | 右岸  | 堤防高   |      | B   | 右岸築堤   | 5.60～5.80   | 0.20 |                          |
| 1401 | 美唄川   | 右岸  | 堤防高   |      | B   | 右岸築堤   | 5.80～6.50   | 0.71 |                          |
| 1402 | 美唄川   | 右岸  | 堤防断面  |      | B   | 右岸築堤   | 2.70～2.75   | 0.50 | 4号樋門                     |
| 1403 | 美唄川   | 右岸  | 水衝・洗掘 |      | B   | 右岸築堤   | 4.70～4.80   | 0.10 | H23堤防目視モニタリング資料          |
| 1404 | 美唄川   | —   | 工作物   | ○    | B   | 元村橋    | 1.79        | —    | ※H26検討：KP1.60            |
| 1405 | 美唄川   | —   | 工作物   | ○    | B   | 開親橋    | 3.54        | —    | ※H26検討：KP3.40            |
| 1406 | 美唄川   | —   | 工作物   |      | B   | 開勇橋    | 4.72        | —    |                          |
| 1407 | 美唄川   | —   | 工作物   |      | B   | 開明橋    | 5.98        | —    |                          |
| 1408 | 美唄川   | 左岸  | 重点区間  | ○    |     | 左岸築堤   | 1.76～2.00   | 0.24 | ※H26検討：KP1.80            |
| 1409 | 美唄川   | 左岸  | 重点区間  | ○    |     | 左岸築堤   | 2.20～2.60   | 0.40 | ※H26検討：KP2.40            |
| 1410 | 美唄川   | 左岸  | 重点区間  | ○    |     | 左岸築堤   | 2.80～4.20   | 1.39 | ※H26検討：KP3.0 3.4 3.8 4.0 |
| 1411 | 美唄川   | 右岸  | 重点区間  | ○    |     | 右岸築堤   | 1.69～1.80   | 0.11 | ※H26検討：KP1.60            |
| 1412 | 美唄川   | 右岸  | 重点区間  | ○    |     | 右岸築堤   | 3.60～4.40   | 0.80 | ※H26検討：KP3.8 4.0 4.2     |
| 1413 | 産化美唄川 | 左岸  | 堤防高   |      | B   | 左岸築堤   | 7.60～7.70   | 0.10 | 沈下進行中                    |
| 1414 | 産化美唄川 | 左岸  | 堤防高   | ○    | B   | 左岸築堤   | 8.20～8.46   | 0.25 | ※H26検討：KP8.40            |
| 1415 | 産化美唄川 | 左岸  | 堤防高   | ○    | B   | 左岸築堤   | 8.55～9.90   | 1.36 | ※H26検討：KP10.00           |
| 1416 | 産化美唄川 | 左岸  | 堤防高   | ○    | A   | 左岸築堤   | 9.90～10.60  | 0.82 | ※H26検討：KP10.00           |
| 1417 | 産化美唄川 | 左岸  | 堤防高   |      | A   | 左岸築堤   | 11.60～12.00 | 0.47 | (築堤計画無し)                 |
| 1418 | 産化美唄川 | 左岸  | 堤防高   |      | A   | 左岸築堤   | 12.00～12.20 | 0.23 | (築堤計画無し)                 |
| 1419 | 産化美唄川 | 右岸  | 堤防高   | ○    | B   | 右岸築堤   | 8.20～9.70   | 1.73 | ※H26検討：KP8.40            |
| 1420 | 産化美唄川 | 右岸  | 堤防高   | ○    | A   | 右岸築堤   | 9.70～10.50  | 0.82 | ※H26検討：KP9.60            |
| 1421 | 産化美唄川 | 右岸  | 堤防高   |      | A   | 右岸築堤   | 11.60～12.00 | 0.45 | (築堤計画無し)                 |
| 1422 | 産化美唄川 | 右岸  | 堤防高   |      | A   | 右岸築堤   | 12.00～12.20 | 0.22 | (築堤計画無し)                 |
| 1423 | 産化美唄川 | 左岸  | 堤防断面  | ○    | B   | 左岸築堤   | 8.30～8.46   | 0.15 | ※H26検討：KP8.40            |
| 1424 | 産化美唄川 | 左岸  | 堤防断面  | ○    | A   | 左岸築堤   | 9.81～10.00  | 0.19 | ※H26検討：KP10.00           |
| 1425 | 産化美唄川 | 右岸  | 堤防断面  |      | B   | 右岸築堤   | 7.40～7.45   | 0.05 | 鈴木樋管                     |
| 1426 | 産化美唄川 | 右岸  | 堤防断面  | ○    | B   | 右岸築堤   | 8.36～8.43   | 0.13 | ※H26検討：KP8.40            |
| 1427 | 産化美唄川 | 右岸  | 堤防断面  | ○    | B   | 右岸築堤   | 8.48～8.56   | 0.25 | ※H26検討：KP8.40            |
| 1428 | 産化美唄川 | 右岸  | 堤防断面  |      | A   | 右岸築堤   | 9.81～10.00  | 0.19 |                          |
| 1429 | 産化美唄川 | 右岸  | 水衝・洗掘 |      | B   | 右岸築堤   | 8.36～8.43   | 0.13 |                          |
| 1430 | 産化美唄川 | —   | 工作物   | ○    | A   | 産化3号橋  | 9.81        | —    | ※H26検討：KP10.00           |
| 1431 | 産化美唄川 | —   | 工作物   |      | B   | 石合橋    | 10.80       | —    |                          |
| 1432 | 産化美唄川 | —   | 工作物   |      | B   | 産化美唄橋  | 11.43       | —    |                          |

| No.  | 河川名   | 左右岸 | 種別      | 重点区間 | 重要度 | 築堤名     | 距離標        | 延長   | 備考                   |
|------|-------|-----|---------|------|-----|---------|------------|------|----------------------|
| 1433 | 産化美唄川 | —   | 工作物     |      | B   | 産化美唄鉄道橋 | 11.64      | —    |                      |
| 1434 | 産化美唄川 | —   | 工作物     |      | A   | 東橋      | 11.65      | —    |                      |
| 1435 | 産化美唄川 | 左岸  | 法崩れ・スベリ |      | B   | 左岸築堤    | 7.60～7.70  | 0.10 | H23堤防目視モニタリング資料      |
| 1436 | 産化美唄川 | 左岸  | 破堤跡     |      | 要注意 | 左岸築堤    | 7.60       | —    | S50.8溢水破堤            |
| 1437 | 産化美唄川 | 右岸  | 旧川跡     |      | 要注意 | 中村農場背割堤 | 0.00～0.95  | 0.95 |                      |
| 1438 | 産化美唄川 | 右岸  | 旧川跡     |      | 要注意 | 右岸築堤    | 0.95～2.80  | 1.85 |                      |
| 1439 | 産化美唄川 | 左岸  | 重点区間    | ○    |     | 左岸築堤    | 2.60～3.00  | 0.40 | ※H26検討：KP2.80        |
| 1440 | 産化美唄川 | 左岸  | 重点区間    | ○    |     | 左岸築堤    | 7.80～8.60  | 0.79 | ※H26検討：KP8.0 8.2 8.4 |
| 1441 | 産化美唄川 | 左岸  | 重点区間    | ○    |     | 左岸築堤    | 9.40～10.20 | 0.90 | ※H26検討：KP9.6 10.0    |
| 1442 | 産化美唄川 | 右岸  | 重点区間    | ○    |     | 右岸築堤    | 8.20～8.60  | 0.63 | ※H26検討：KP8.40        |
| 1443 | 産化美唄川 | 右岸  | 重点区間    | ○    |     | 右岸築堤    | 9.20～9.80  | 0.61 | ※H26検討：KP9.40 9.60   |

【重要水防区域】

平成29年度北海道開発局札幌開発建設部滝川河川事務所

重要度 A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間 要注意：要注意区間

| No. | 河川名 | 左右岸 | 種別    | 重点区間 | 重要度 | 築堤名    | 距離標         | 延長   | 備考                      |
|-----|-----|-----|-------|------|-----|--------|-------------|------|-------------------------|
| 54  | 石狩川 | 左岸  | 堤防高   | ○    | A   | 中村農場築堤 | 67.80～68.20 | 0.40 | ※1：kp68.00 上流200m       |
| 55  | 石狩川 | 左岸  | 堤防高   | ○    | A   | 中村農場築堤 | 68.20～68.80 | 0.60 |                         |
| 56  | 石狩川 | 左岸  | 堤防高   | ○    | B   | 中村農場築堤 | 68.80～72.00 | 3.20 |                         |
| 57  | 石狩川 | 左岸  | 堤防高   | ○    | B   | 中村農場築堤 | 72.00～73.06 | 1.06 |                         |
| 201 | 石狩川 | 左岸  | 堤防断面  | ○    | B   | 中村農場築堤 | 67.95～73.06 | 5.16 |                         |
| 235 | 石狩川 | 左岸  | 漏水    | ○    | B   | 中村農場築堤 | 67.80～70.00 | 2.20 |                         |
| 241 | 石狩川 | 左岸  | 水衝・洗掘 |      | B   | 中村農場築堤 | 71.20～71.40 | 0.20 |                         |
| 242 | 石狩川 | 左岸  | 水衝・洗掘 | ○    | B   | 中村農場築堤 | 72.00～72.20 | 0.20 |                         |
| 260 | 石狩川 | —   | 工作物   |      | B   | 美浦大橋   | 70.87       | —    |                         |
| 321 | 石狩川 | 左岸  | 旧川跡   | ○    | 要注意 | 中村農場築堤 | 67.70～69.30 | 1.60 | ※H26検討：KP68.0 68.5 69.0 |
| 406 | 石狩川 | 左岸  | 重点区間  | ○    |     | 中村農場築堤 | 71.80～72.20 | 0.40 | ※H26検討：KP72.00          |

【重要水防区域】

平成29年度空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所

重要度 A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間 要注意：要注意区間

| No. | 河川名     | 左右岸 | 種別   | 重点区間 | 重要度 | 築堤名           | 距離標       | 延長   | 備考 |
|-----|---------|-----|------|------|-----|---------------|-----------|------|----|
| 183 | 旧美唄川    | 左岸  | 排水機場 |      | B   | 中小屋橋～北野橋      | 0.00～1.23 | 1.23 |    |
| 184 | 旧美唄川    | 左岸  | 排水機場 |      | B   | 北野橋～小黒橋       | 1.23～3.37 | 2.14 |    |
| 185 | 旧美唄川    | 右岸  | 排水機場 |      | B   | 中小屋橋～小松橋      | 0.00～2.19 | 2.19 |    |
| 186 | 旧美唄川    | 右岸  | 樋門   |      | B   | 小松橋～安達橋       | 2.19～2.90 | 0.71 |    |
| 197 | 美唄川     | 左岸  | 樋門   |      | B   | 新橋～学田橋        | 5.55～7.26 | 1.71 |    |
| 198 | 美唄川     | 左岸  |      |      | B   | 入初橋～東明橋       | 8.63～9.33 | 0.70 |    |
| 199 | 落合川     | 左岸  |      |      | B   | 落合橋～0.50km上流  | 0.03～0.50 | 0.47 |    |
| 200 | 奔美唄川    | 左岸  | 排水機場 |      | B   | 菊橋～500間橋      | 2.23～3.03 | 0.80 |    |
| 201 | 奔美唄川    | 右岸  | 排水機場 |      | B   | 殖民橋～300間橋     | 2.51～3.35 | 0.84 |    |
| 202 | 新川（石狩川） | 右岸  | 樋門   |      | B   | 奔美唄川合流点～横谷橋   | 0.00～0.85 | 0.85 |    |
| 203 | 新川（石狩川） | 右岸  | 樋門   |      | B   | 横谷橋～十一号川との合流点 | 0.85～1.17 | 0.32 |    |
| 204 | 十一号川    | 左岸  | 樋門   |      | B   | 苗田橋～有為橋       | 0.64～1.74 | 1.10 |    |
| 205 | 十一号川    | 右岸  | 樋門   |      | B   | すすき橋～3号橋      | 1.01～1.56 | 0.55 |    |

## 市街地における低地帯の浸水予想区域

| 番号 | 危険区域の現況                |                |       | 予想される被害   |             |    |       | 整備計画 |                       |
|----|------------------------|----------------|-------|-----------|-------------|----|-------|------|-----------------------|
|    | 場所                     | 危険区域面積<br>(ha) | 災害の要因 | 持家<br>(戸) | 公共施設<br>(棟) | 道路 | その他   | 実施機関 | 概要                    |
| 1  | 西1条～西4条<br>北1丁目～北2丁目区域 | 4.83           | 内水帯留  | 180       | 3           |    | 倉庫等6  | 美唄市  | 公共下水道雨水整備済            |
| 2  | 東1条～東4条<br>南4丁目～南6丁目区域 | 33.08          | 内水帯留  | 463       | 9           |    | 倉庫等4  | 美唄市  | 公共下水道雨水整備済            |
| 3  | 東2条<br>北1丁目～北3丁目区域     | 6.8            | 内水帯留  | 59        |             |    | 倉庫等1  | 美唄市  | 公共下水道雨水整備済            |
| 4  | 東4条<br>北1丁目～北3丁目区域     | 1              | 内水帯留  | 150       |             | 1  |       | 美唄市  | 公共下水道雨水整備済            |
| 5  | 東6条<br>北1丁目～北4丁目区域     | 4.83           | 内水帯留  | 127       | 1           | 1  |       | 美唄市  | 公共下水道雨水整備済            |
| 6  | いなほ団地及び<br>新川団地の一部     | 5.28           | 内水帯留  | 104       |             |    |       | 北海道  | 新川改修計画中<br>(新川橋まで整備済) |
| 7  | 東明工業団地の一部              | 2.19           | 内水帯留  | 0         |             |    | 倉庫等10 | 北海道  | 11号川改修工事整備済           |

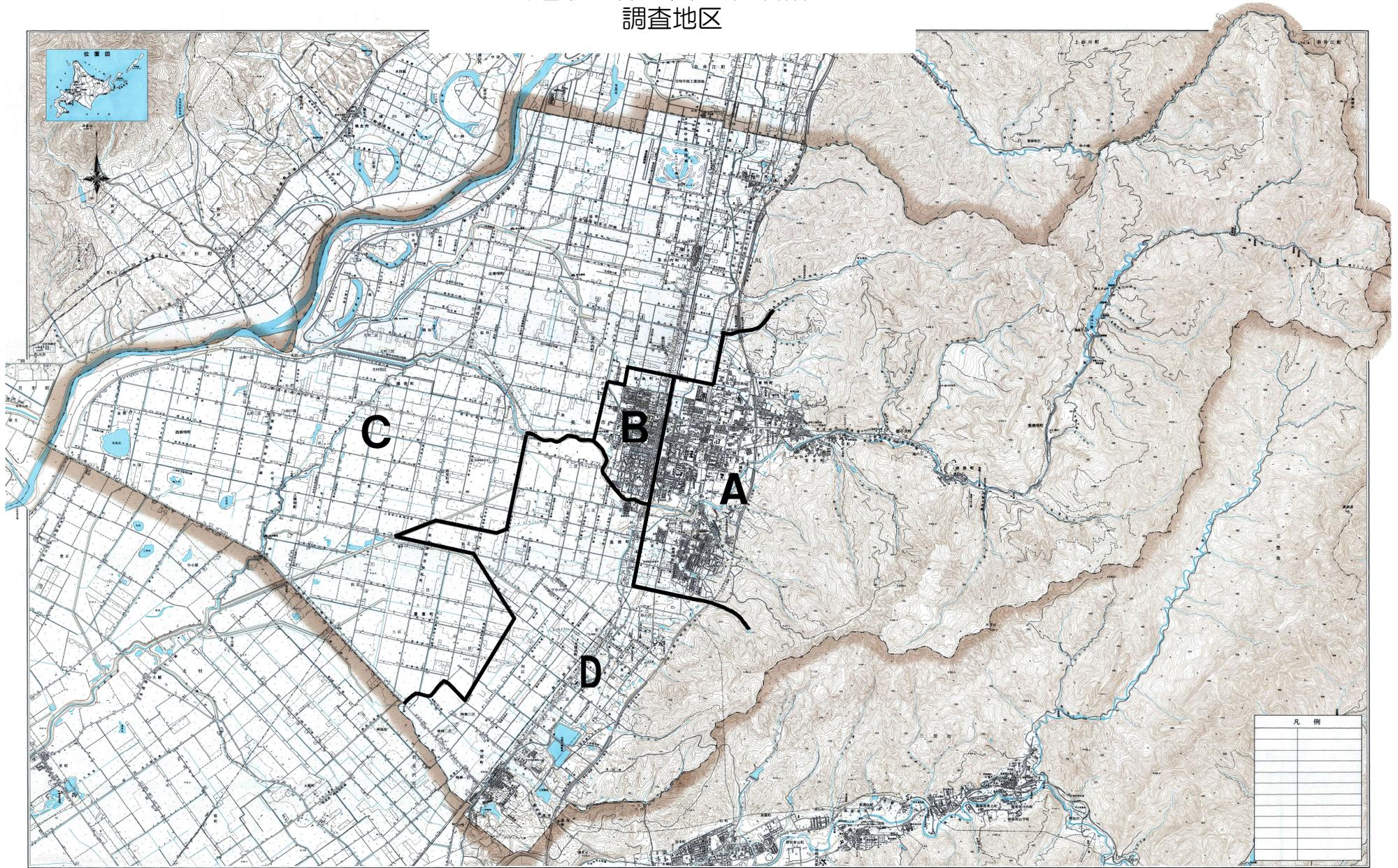
## 水 防 資 器 材

| 備蓄資器材           | 数量    | 保管責任者                       | 保管場所   | 備考                                |  |
|-----------------|-------|-----------------------------|--|-----------------------------------|--|
| 排水ポンプ           | 16    | 市危機管理<br>対策室<br>及び<br>各農事組合 | 上美唄排水機場(4)、高泊振興会館(1)、<br>大規模穀類乾燥調整施設(2)、<br>開発北(1)、光珠内拓北(3)、<br>公民館拓北会館(2)、進徳西(1)、<br>沼ノ内総合会館(2) | 70HPトラクター接続<br>毎分12t排水            |  |
| アルミボート          | 5     | 市危機管理<br>対策室                | 進徳 防災倉庫  | 折たたみ式8人乗り                         |  |
| 土のう袋            | 6,436 |                             |  |                                   |  |
| 掛矢              | 15    |                             |  |                                   |  |
| 鉄ハンマー           | 8     |                             |  | 4.5kg                             |  |
| 鉄くい             | 176   |                             |  |                                   |  |
| 剣先スコップ          | 50    |                             |  |                                   |  |
| ロープ             | 2     |                             |  | 30mもの2本                           |  |
| シート張り用<br>シート   | 3     |                             |  |                                   |  |
| クロスシート          | 22    |                             |  | 5.4m×7.2m                         |  |
| 一輪車             | 6     |                             |  |                                   |  |
| 救命胴衣            | 54    |                             |  |                                   |  |
| はご板<br>(土羽打ち)   | 7     |                             |  | 市庁舎 防災倉庫                          |  |
| 水中ポンプ<br>(2インチ) | 7     |                             |  |                                   |  |
| ゴムボート           | 1     | 消防本部                        | 救助工作車積載  | 6人乗り                              |  |
| 救命胴衣            | 5     |                             |  |                                   |  |
| 救命胴衣            | 21    |                             | 消防本部 車庫  |                                   |  |
| 救命胴衣            | 1     |                             | 峰延分遣所  |                                   |  |
| ゴムボート           | 1     |                             |  | 6人乗り                              |  |
| 船外機             | 1     |                             | 消防本部 資機材倉庫   | 4ストローク 15PS                       |  |
| 救命胴衣            | 11    |                             |  |                                   |  |
| チェンソー           | 9     | 消防団                         | 中央分団・旭分団・東明分団<br>南美唄分団・光珠内分団・峰延分団<br>西美唄分団・中村分団・茶志内分団  |                                   |  |
| 救命胴衣            | 45    |                             |  |                                   |  |
| 救急工具セット         | 9     |                             |  | 大ハンマー、ツルハシ、<br>バール、万能釜、<br>油圧ジャッキ |  |

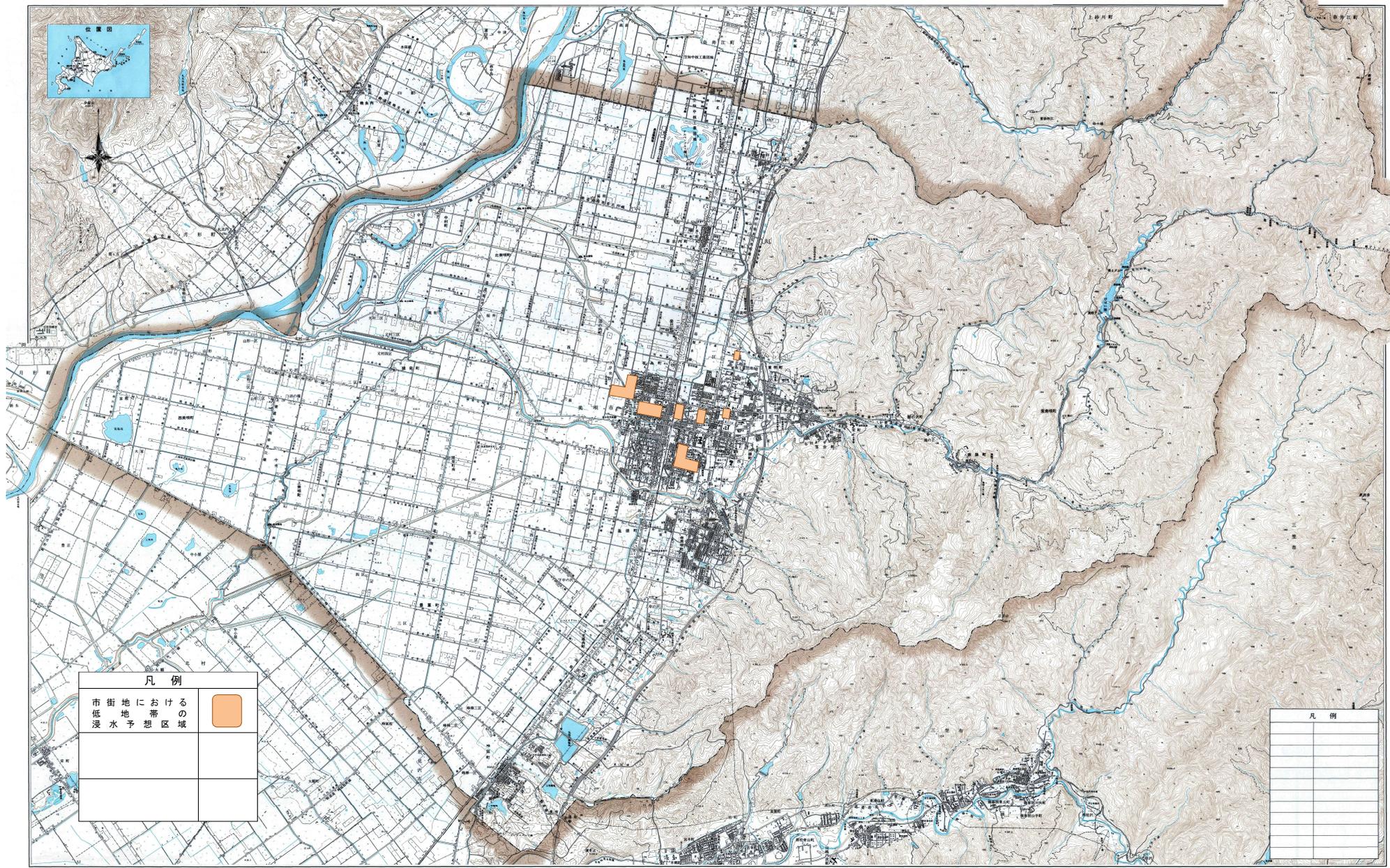
## 北海道地方非常通信協議会名簿 (空知地区)

| 機 関 名                      | 住 所                      | 電話番号                         |
|----------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 夕張市 (消防本部)                 | 夕張市清水沢宮前町20番地            | 0123-53-4121                 |
| 岩見沢市                       | 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号           | 0126-23-4111                 |
| 美唄市                        | 美唄市西3条南1丁目1番1号           | 0126-62-3131                 |
| 芦別市                        | 芦別市北1条東1丁目3番地            | 0124-22-2111                 |
| 赤平市                        | 赤平市泉町4丁目1番地              | 0125-32-2211                 |
| 三笠市 (消防本部)                 | 三笠市若松町9番地                | 01267-2-7777                 |
| 滝川市                        | 滝川市大町1丁目2番15号            | 0125-23-1234                 |
| 砂川市                        | 砂川市西6条北3丁目1番1号           | 0125-54-2121                 |
| 歌志内市                       | 歌志内市字本町5番地               | 0125-42-3212                 |
| 深川市                        | 深川市2条17番17号              | 0164-26-2228                 |
| 南幌町                        | 南幌町栄町3丁目2番1号             | 011-378-2121                 |
| 奈井江町                       | 奈井江町字奈井江11番地             | 0125-65-2111                 |
| 上砂川町                       | 上砂川町字上砂川町40番地10          | 0125-62-2011                 |
| 由仁町                        | 由仁町新光200番地               | 0123-83-2111                 |
| 長沼町                        | 長沼町中央1丁目1番1号             | 0123-88-2111                 |
| 栗山町                        | 栗山町松風3丁目252番地            | 0123-72-1111                 |
| 月形町                        | 月形町1219番地                | 0126-53-2321                 |
| 浦臼町                        | 浦臼町字ウラウスナイ183番地15        | 0125-68-2111                 |
| 新十津川町                      | 新十津川町字中央301番地1           | 0125-76-2131                 |
| 妹背牛町                       | 妹背牛町字妹背牛5200番地           | 0164-32-2411                 |
| 秩父別町                       | 秩父別町4101番地               | 0164-33-2111                 |
| 雨竜町                        | 雨竜町フシコウリウ104             | 0125-77-2211                 |
| 北竜町                        | 北竜町字和11番地の1              | 0164-34-2111                 |
| 沼田町                        | 沼田町南1条3丁目6番53            | 0164-35-2111                 |
| 岩見沢地区消防事務組合消防本部            | 岩見沢市6条東1丁目4番地            | 0126-22-4300                 |
| 滝川地区広域消防事務組合               | 滝川市緑町2丁目2番31号            | 0125-23-0119                 |
| 砂川地区広域消防組合                 | 砂川市東2条北7丁目1番5号           | 0125-54-2196                 |
| 深川地区広域消防事務組合               | 深川市8条10番20号              | 0164-22-2814                 |
| 南空知消防組合消防本部<br>(長沼支署、由仁支署) | 長沼町本町北1-2-17<br>由仁町新光203 | 0123-88-2819<br>0123-83-2388 |
| 北海道無線赤十字奉仕団協議会 (美唄)        | 美唄市東5条北3丁目1-48           | 0126-62-4669                 |
| (株)コミュニティエフエムはまなす          | 岩見沢市有明町南1-20             | 0126-25-8074                 |

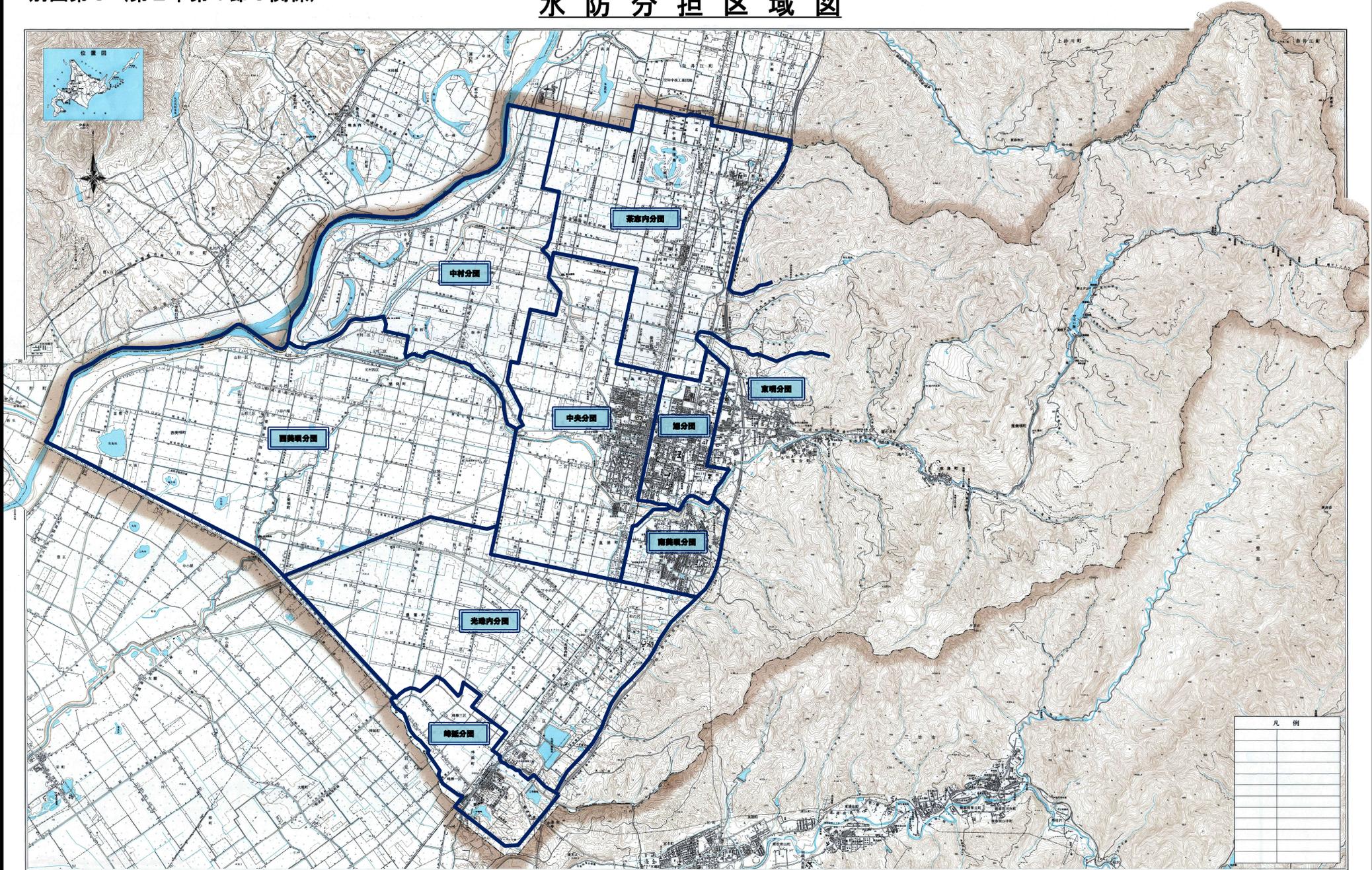
別図第1 (第2章第1節3関係)  
調査地区



別図第2（第3章第1節関係）水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域



# 水防分担区域图



# 資料 1

## 水防工法

### 1 土のうの作成

用途 各種工法の積土のう・おもり土のう及び詰土のう用

作り方 (1) 麻土のうの作成

約40kg（シヨベル10～13杯）土を締めながら入れ口締めをする。

(2) かます土のうの作成

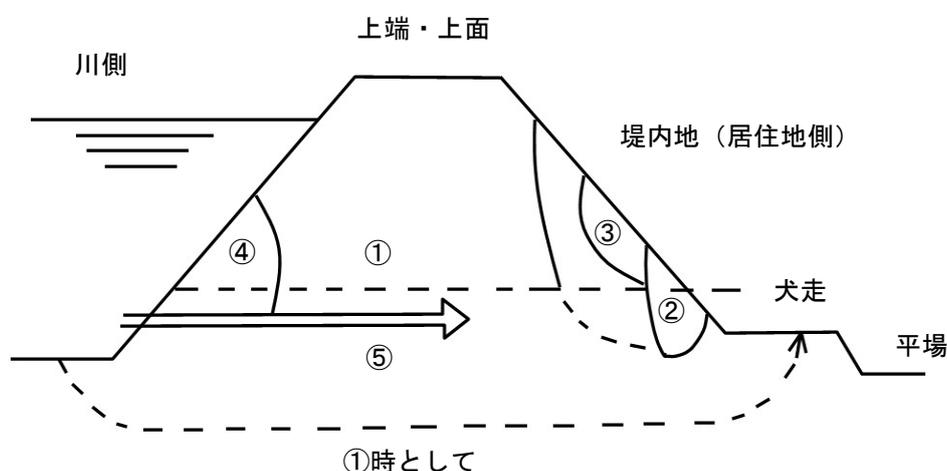
土を各部均等に入れたのち入口を巻いて1～2箇所締めをする。

### 2 河川堤防の決壊と水防工法

堤防の決壊の原因と過程

a 水があふれる —— (積土のう・じゃかご積み等)

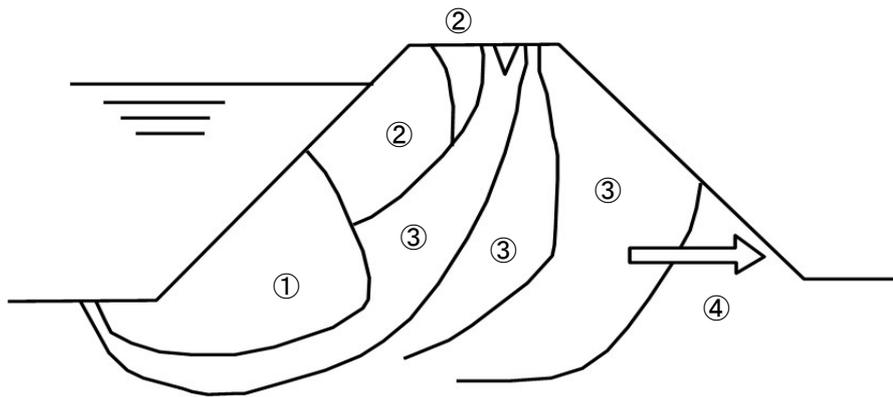
b 漏水（滲漏） —— (葎（ビニールシート）張り・月の輪等)



- ① のり尻あるいは堤内地に水が噴出又は湧出する。
- ② 漏水孔から土砂が流出し逐次拡大する。
- ③ 堤体は軟弱となり、堤防斜面の崩れ或いは亀裂を生ずる。
- ④ 堤防斜面の崩れが続き深堀れも 生じ、かつ、漏水孔も拡大する。
- ⑤ 通常漏水孔は、一挙に吹き出し堤防が決壊する。

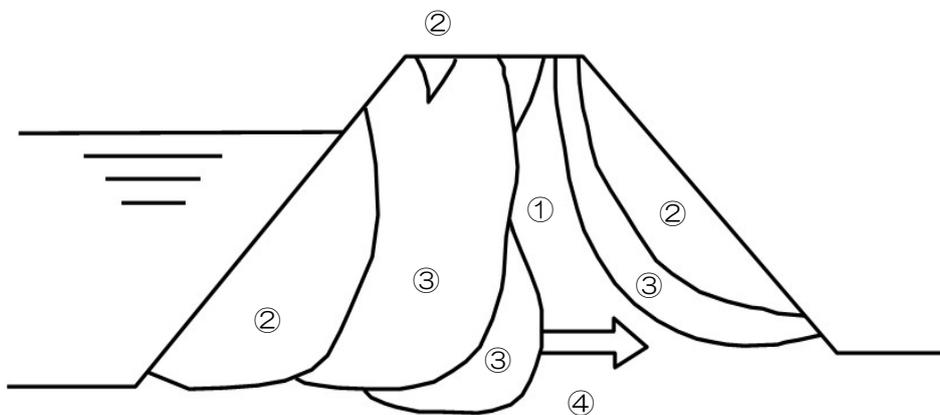
※ 居住地側の堤防斜面全面から水がしみ出ている場合は、一挙に堤防が決壊することは少なく、漏水孔を生じて上記の過程を経ることが多い。

c 洗掘 —— (木流し、三基杵等)



- ① 土砂等を含んだ激流が堤防斜面及びその基部を洗掘する。護岸がはく離されると深掘れは促進される。
- ② 堤防斜面の崩れ、亀裂を生じる。
- ③ 次第に川側堤防斜面の深掘れ堤防斜面の崩れが増大し堤防の断面積は小さくなる。
- ④ 漏水を生じ堤防が決壊するか、水圧に抗しきれないで押し流される。

d 堤防斜面の崩れ —— (五徳縫い、杭打ち積土のう・土のう羽口等)



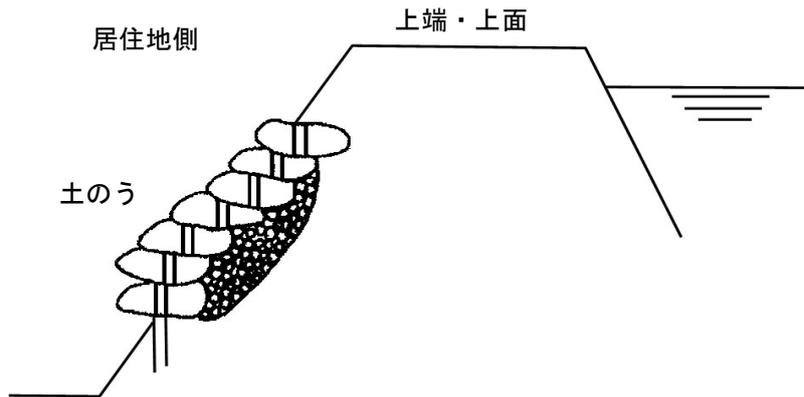
- ① 長時間の高水位により堤体が飽和状態になると土の摩擦力が減少する。
- ② 亀裂或いは堤防斜面の崩れを生じ、堤防斜面はすべり落ちる。
- ③ 堤防斜面の崩れ深掘れが続き、堤体の断面積は逐次減少する。
- ④ 堤体が水圧に抗しきれないようになるか、あるいは漏水等の作用で堤防が決壊する。

e 亀裂 —— (折り返し・杭打ちつなぎ等)

### 3 河川堤防の水防工法

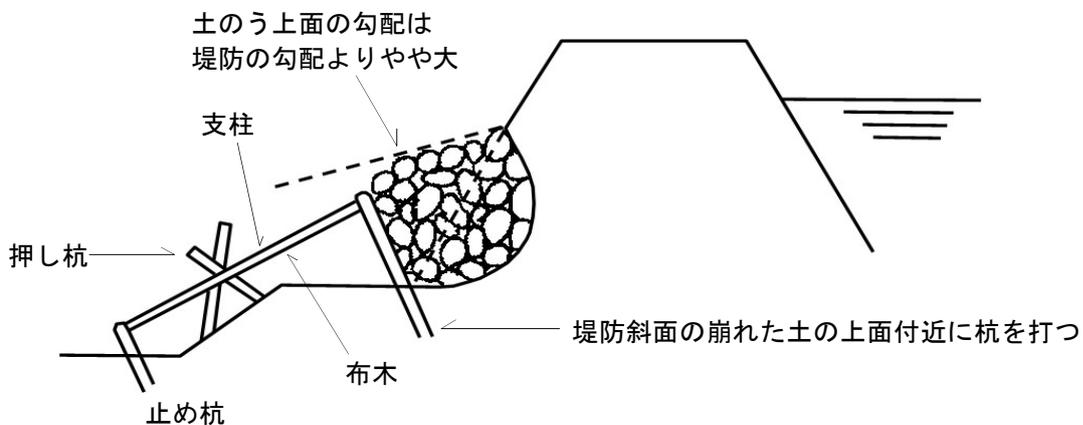
#### (1) 土のう羽口

|     |   |
|-----|---|
| 目的  | 居住地側堤防斜面の崩壊補強（減水したのち深掘れされた川側堤防斜面の補強にも可） |
| 作成法 | 底部をおおむね水平にならし、土のうを小口並びに1層積んで杭を打ち安定を図る。  |
|     | 土のうの間隔と裏には土をよく固める。                      |
|     | 2段目から同じ要領で原形の堤防斜面に添うように積み上げる。           |



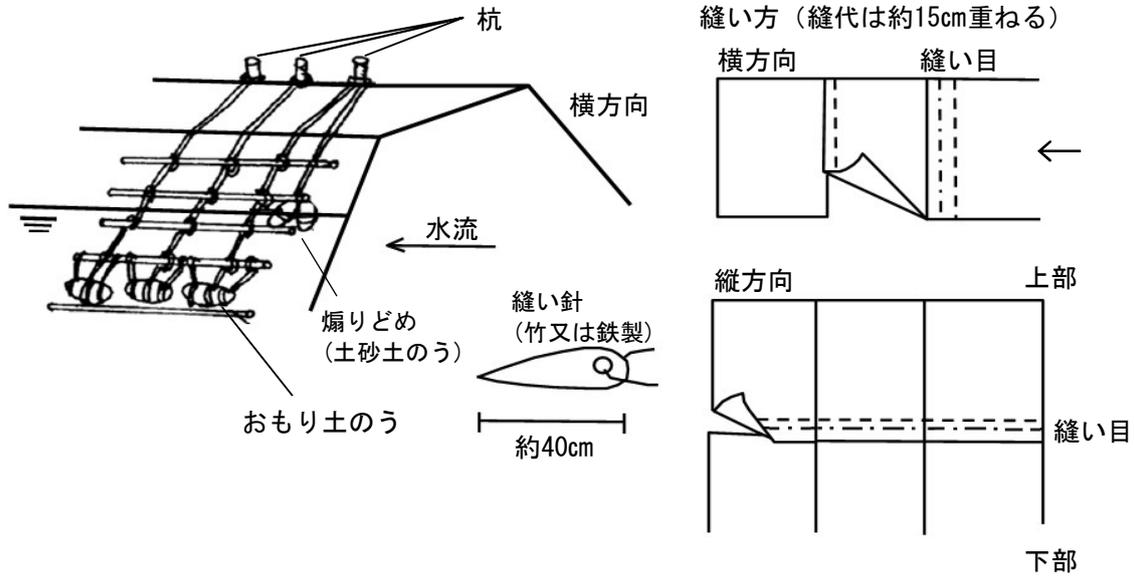
#### (2) 杭打積土のう

|     |   |
|-----|---|
| 目的  | 居住地側堤防斜面崩壊防止                            |
| 作成法 | 堤防斜面先に土のうを長手に積み上げその支え、長さ2.5m内外の杭を0.6m毎  |
|     | 芯々に打込み、一部に布木を結びつけてこれに支柱を数m毎に設置し転倒を防止する。 |
|     | 支柱の中間に抑え杭、根元には止め杭を設置する。                 |



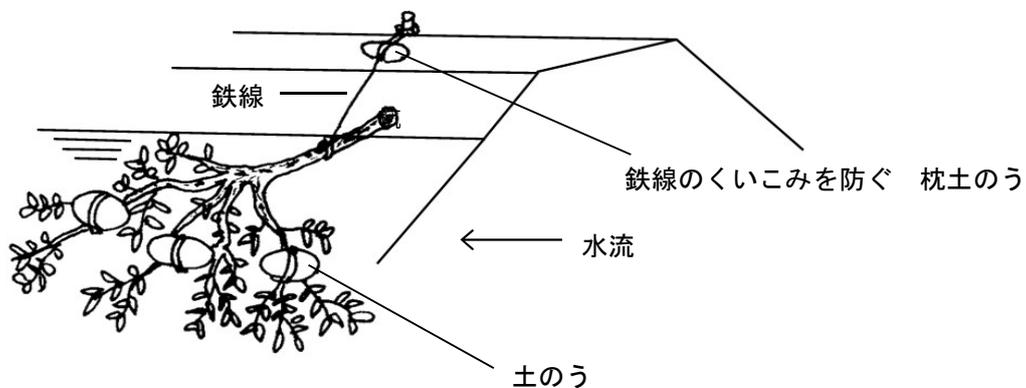
### (3) 葎（ビニールシート）張り

|     |  |
|-----|--|
| 目的  | 川側堤防斜面崩壊及び透水防止（のみ口が確認できるとき、確認されたのみ口が直接閉塞できないとき、漏水を防止する。畳でも可。）  |
| 作成法 | 幅3枚、長さは堤防斜面尻までの葎を縫い合わせ横に約50cm間隔にあらし竹（代用可）を縫い付け、おもり土のうを最下端に葎1枚に1俵の割で取付け、これを芯にして箕の子巻とし、堤防の上端から網により徐々に垂れおろし煽どめの土のうをのせて固定する。 |



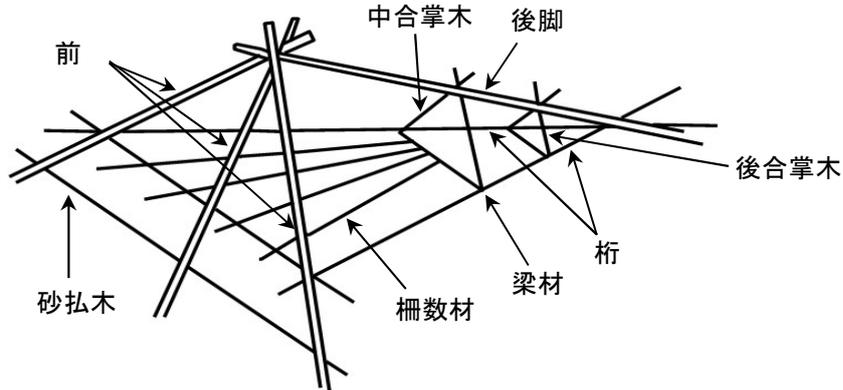
### (4) 木流し

|     |  |
|-----|--|
| 目的  | 急流部流速を緩和し、深掘れ予防、川側堤防斜面崩壊の拡大防止に用いる。                                   |
| 作成法 | 樹木を根元から切り、枝におもり土のう（又は石のう）を付け根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して上流より流しかけて崩壊面に安定させる。 |



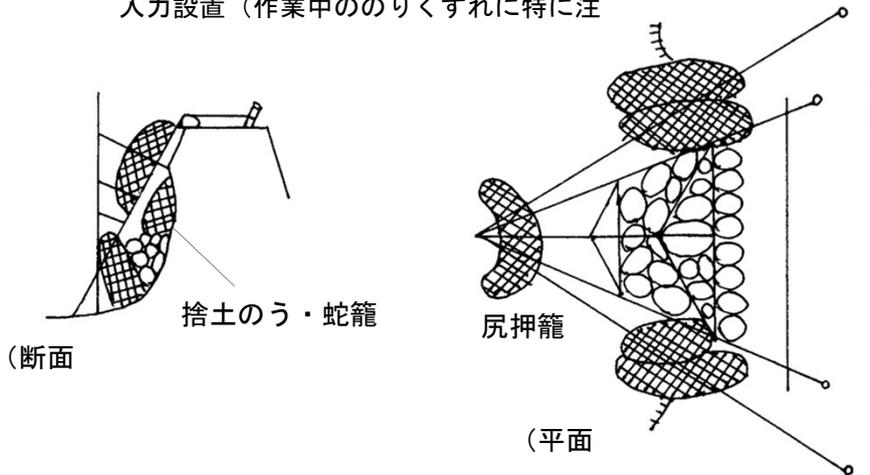
(5) 三基柵

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 目的  | 流水の激突を緩和し堤脚壊面の拡大防止             |
| 作成法 | (1) 前脚と桁・後脚の結束                 |
|     | (2) 中合掌木の結束（結束は鉄線により十字結び・斜め結び） |
|     | (3) 砂払木の結束                     |
|     | (4) 柵数材の結束                     |



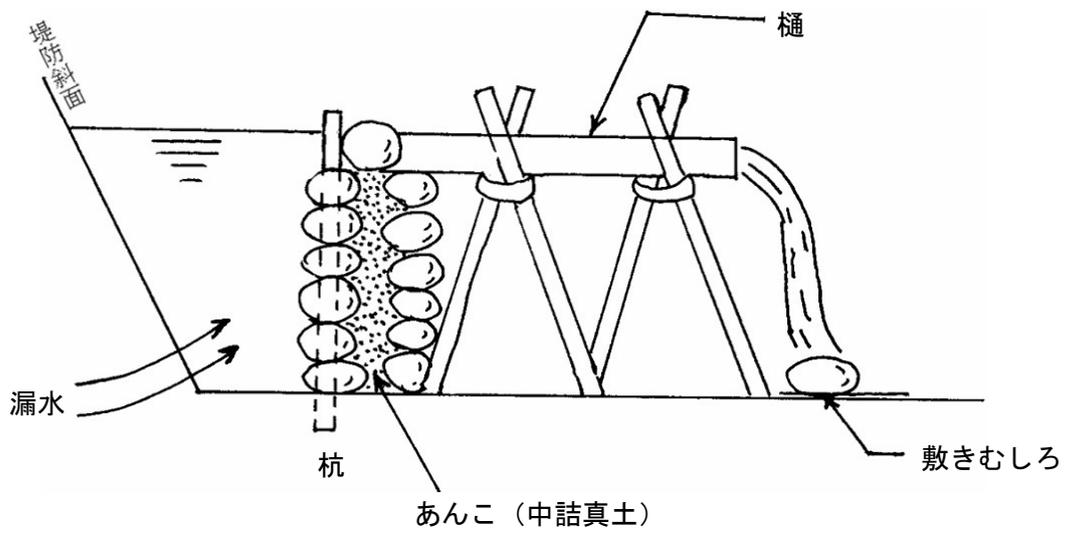
人力設置（作業中の堤防斜面の崩れに特に注意）

人力設置（作業中ののりくずれに特に注

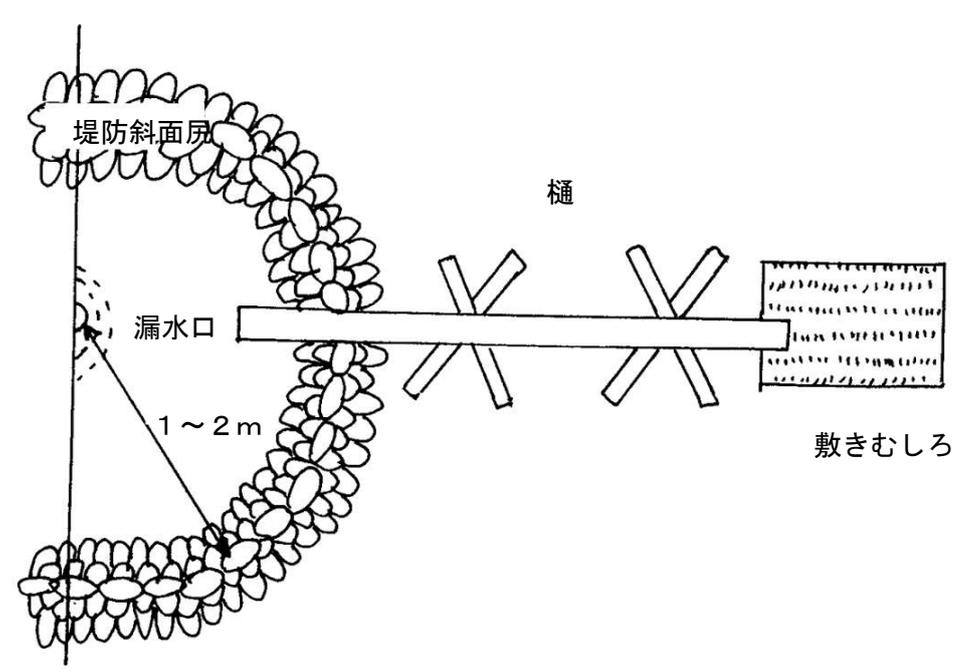


(6) 月の輪

|     |  |
|-----|--|
| 目的  | 堤防居住地側の漏水を土のう堤を築造して漏水圧を弱める。  |
| 作成法 | 漏水口の周囲に土のうを半月状（半径1.2m～2.0m）に積上げこの中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土のう積の高さは水圧を弱める程度とする。 |



(断面図)



(平面図)

## 地区別避難所・指定避難所一覧

| 地区名               | 地区<br>人員    | 番号 | 避難所                     |      | 施設の所有者<br>又は管理者 | 施設の位置<br>及び電話番号      | 指定<br>避難所 |
|-------------------|-------------|----|-------------------------|------|-----------------|----------------------|-----------|
|                   |             |    | 施設名                     | 収容人員 |                 |                      |           |
| 条丁目<br>共練町<br>一心町 | 16,285<br>人 | 1  | 総合福祉センター                | 100  | 社会福祉協議会会長       | 西3南3 6-2<br>62-0770  |           |
|                   |             | 2  | 北福祉会館                   | 50   | 運営委員会会長         | 西3北5 2-8             |           |
|                   |             | 3  | 東福祉会館                   | 50   | 運営委員会会長         | 東5北4 1-10<br>62-4994 |           |
|                   |             | 4  | 南福祉会館                   | 50   | 運営委員会会長         | 西2南5 2-20            |           |
|                   |             | 5  | 東4条福祉会館                 | 50   | 運営委員会会長         | 東3南2 4-3             |           |
|                   |             | 6  | ゆたか会館                   | 50   | 管理人             | 東4南5 1-3             |           |
|                   |             | 7  | 東明西福祉会館                 | 50   | 運営委員会会長         | 東8北6 1-12            |           |
|                   |             | 8  | 共練生活館                   | 50   | 管理人             | 東6南1 4-18            |           |
|                   |             | 9  | 総合体育館                   | 1000 | 館長              | 西5南1 1-1<br>62-6500  |           |
|                   |             | 10 | 中央小学校                   | 1000 | 学校長             | 西4北1 3-2<br>63-4215  | ○         |
|                   |             | 11 | 美唄中学校                   | 800  | 学校長             | 西5北3 3-1<br>63-4211  | ○         |
|                   |             | 12 | 東小学校                    | 1000 | 学校長             | 東7北1 3-1<br>63-2611  | ○         |
|                   |             | 13 | 東中学校                    | 800  | 学校長             | 東7北2 1-1<br>63-2610  | ○         |
|                   |             | 46 | 美唄尚栄高校                  | 400  | 学校長             | 西1南6 1-1<br>64-2275  | ○         |
|                   |             | 47 | 美唄聖華高校                  | 400  | 学校長             | 東6北2 1-1<br>64-2385  | ○         |
|                   |             | 48 | 美唄養護学校                  | 365  | 学校長             | 東7南3 1-1<br>62-6511  | ○         |
| 進徳町               | 876         | 14 | 進徳生活館                   | 50   | 連合協議会会長         | 進徳町1区                |           |
|                   |             | 15 | 進徳保育園                   | 50   | 運営委員会委員長        | 進徳町1区<br>62-3155     |           |
| 茶志内町<br>日東町       | 786         | 16 | 茶志内中央福祉会館               | 50   | 運営委員会委員長        | 茶志内町本町               |           |
|                   |             | 17 | 茶志内福祉会館                 | 50   | 運営委員会委員長        | 茶志内町3区<br>65-2801    |           |
|                   |             | 18 | 日東福祉会館                  | 50   | 運営委員会委員長        | 日東町栄町                |           |
|                   |             | 19 | 茶志内小学校                  | 400  | 学校長             | 茶志内町本町<br>65-2120    | ○         |
| 中村町<br>北美唄町       | 310         | 20 | 中村福祉会館                  | 50   | 運営委員会委員長        | 中村町中央                |           |
|                   |             | 21 | 法輪寺                     | 20   | 金浦精一            | 中村町南<br>69-2256      |           |
|                   |             | 22 | 北美唄営農改善センター             | 30   | 運営委員長           | 北美唄町2区               |           |
| 西美唄町              | 410         | 23 | 西美唄福祉会館                 | 50   | 運営委員会会長         | 西美唄町元村美富             |           |
|                   |             | 24 | いわみざわ農業協同<br>組合大富支所     | 30   | 農協支所長           | 北村(岩見沢)<br>55-3111   |           |
| 開発町               | 235         | 25 | 開発福祉会館                  | 50   | 運営委員会会長         | 開発町南<br>62-4569      |           |
| 上美唄町              | 356         | 26 | 上美唄第2会館                 | 30   | 部落会長            | 上美唄町中央<br>69-2820    |           |
|                   |             | 27 | 中美唄会館                   | 30   | 部落会長            | 上美唄町南                |           |
|                   |             | 28 | 上美唄総合福祉会館               | 50   | 連合町内会長          | 上美唄町2区               |           |
| 光珠内町<br>豊葦町       | 928         | 29 | 光珠内福祉会館                 | 50   | 運営委員会会長         | 光珠内町北                |           |
|                   |             | 30 | 公民館拓北分館                 | 40   | 公民館長            | 光珠内町拓北<br>62-6057    |           |
|                   |             | 31 | 豊葦営農改善センター              | 100  | 運営委員長           | 豊葦町3区                |           |
|                   |             | 32 | 光珠内中央自治会館<br>地域ふれあいセンター | 50   | 運営委員会会長         | 光珠内町3区               |           |
| 峰延町               | 1,047       | 33 | 峰延福祉会館                  | 100  | 運営委員会会長         | 峰延町本町<br>67-2345     |           |
|                   |             | 34 | 峰延小学校                   | 400  | 学校長             | 峰延町東<br>67-2229      | ○         |
|                   |             | 35 | 峰延中学校                   | 400  | 学校長             | 峰延町本町<br>67-2120     | ○         |
| 南美唄町              | 2,020       | 36 | 南美唄福祉会館                 | 100  | 運営委員会会長         | 南美唄町西町               |           |
|                   |             | 37 | 南美唄コミュニティセンター           | 50   | 館長              | 南美唄町西町<br>66-1030    |           |
|                   |             | 38 | 南美唄小学校                  | 400  | 学校長             | 南美唄町<br>63-2349      | ○         |
|                   |             | 39 | 南美唄中学校                  | 400  | 学校長             | 南美唄町<br>63-2570      | ○         |
| 東明町               | 863         | 40 | 東明生活館                   | 50   | 管理人             | 東明3条3-1              |           |
|                   |             | 41 | 美唄地域人材開発センター            | 400  | 専務理事            | 東明1条 1-2<br>63-4218  |           |
| 盤の沢町<br>落合町       | 246         | 42 | 落合生活館                   | 50   | 管理人             | 落合町本町                |           |
|                   |             | 43 | 栄町コミュニティセンター            | 50   | 町内会長            | 落合町栄町                |           |
| 沼の内町              | 205         | 44 | 沼の内総合会館                 | 20   | 部落会長            | 沼の内町北                |           |
| 癸巳町               | 130         | 45 | 癸巳福祉会館                  | 50   | 運営委員会会長         | 癸巳町2区<br>62-6518     |           |

## 広域避難場所・指定緊急避難場所一覧

(H29年5月現在)

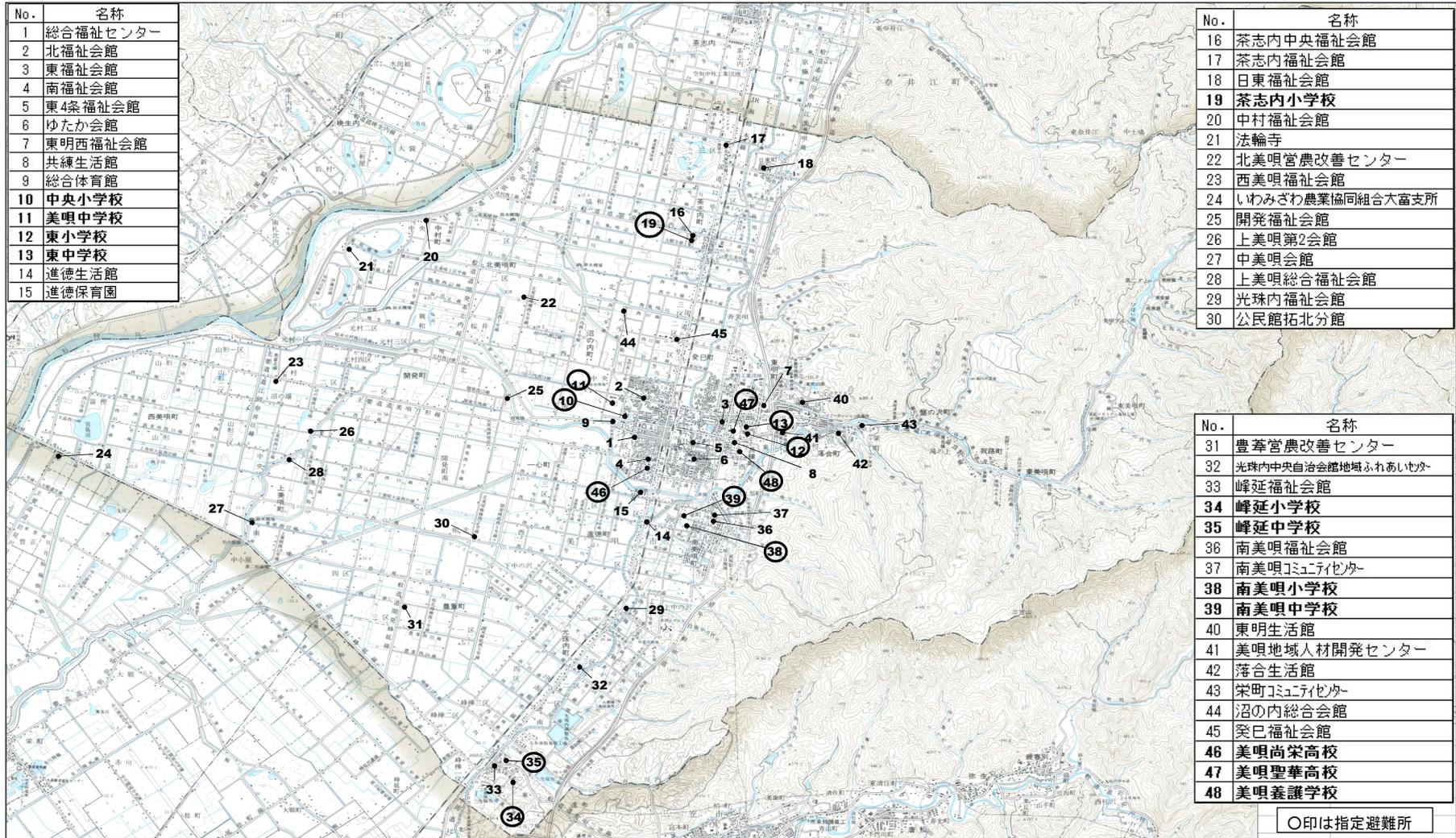
| 地区名  | 番号 | 施設名            | 施設の位置   | 所有又は管理者、電話番号      | 指定緊急避難場所 |    |    |     |     |     |     |   |
|--|----|----------------|---------|-------------------|----------|----|----|-----|-----|-----|-----|---|
|  |    |                |         |                   | 地震       | 洪水 | 内水 | 崖崩れ | 土石流 | 地滑り | 大規模 |   |
| 条丁目<br>共練町<br>進徳町<br>一心町<br>癸巳町<br>沼の内町<br>開発町<br>上美唄町<br>西美唄町 | 1  | 中央公園           | 西2南1    | 都市整備課<br>63-0138  |          |    |    |     |     |     |     |   |
|  | 2  | 旭公園            | 東2南2    | 〃                 |          |    |    |     |     |     |     |   |
|  | 3  | ゆたか公園          | 東4南5    | 〃                 |          |    |    |     |     |     |     |   |
|  | 4  | 中央小学校グラウンド     | 西4北1    | 学校長<br>63-4215    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○ |
|  | 5  | 旧美唄工業高校グラウンド   | 西2北4    |                   |          |    |    |     |     |     |     |   |
|  | 6  | 美唄尚栄高校グラウンド    | 西1南6    | 学校長<br>64-2275    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○ |
|  | 7  | 美唄聖華高校グラウンド    | 東6北2    | 学校長<br>64-2385    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○ |
|  | 8  | 美唄養護学校グラウンド    | 東7南3    | 学校長<br>62-6511    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○ |
|  | 9  | 美唄中学校グラウンド     | 西5北3    | 学校長<br>63-4211    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○ |
|  | 10 | 東小学校グラウンド      | 東7北1    | 学校長<br>63-2611    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○ |
|  | 11 | 東中学校グラウンド      | 東7北2    | 学校長<br>63-2610    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○ |
| 茶志内町<br>日東町  | 12 | 茶志内小学校グラウンド    | 茶志内町本町  | 学校長<br>65-2120    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   |   |
| 中村町・北美唄町   | 13 | 旧JAびばい中村支所跡    | 中村町中央   | J Aびばい<br>63-2161 |          |    |    |     |     |     |     |   |
| 光珠内町・豊葦町   | 14 | 旧光珠内中央小学校グラウンド | 光珠内町3区  | 契約管財課長<br>62-3136 |          |    |    |     |     |     |     |   |
| 峰延町  | 15 | 峰延小学校グラウンド     | 峰延町東    | 学校長<br>67-2229    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   |   |
|  | 16 | 峰延中学校グラウンド     | 峰延町本町   | 学校長<br>67-2120    | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   |   |
| 南美唄町   | 17 | 南美唄小学校グラウンド    | 南美唄町    | 学校長<br>63-234     | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   |   |
|  | 18 | 南美唄中学校グラウンド    | 南美唄町    | 学校長<br>63-257     | ○        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   |   |
|  | 19 | 南美唄下7条3丁目広場    | 南美唄町    | 契約管財課長<br>62-3136 |          |    |    |     |     |     |     |   |
| 東明町・落合町  | 20 | 美唄地域人材開発センター   | 東明1条1-2 | 事務局長<br>63-4218   |          |    |    |     |     |     |     |   |
| 盤の沢町・我路町   | 21 | 陸上競技場          | 東明町2区   | 教育委員会<br>62-3132  |          |    |    |     |     |     |     |   |
| 東美唄町   | 22 | 我路ファミリー公園      | 我路町     | 都市整備課<br>63-0138  |          |    |    |     |     |     |     |   |

## 福祉避難所一覧

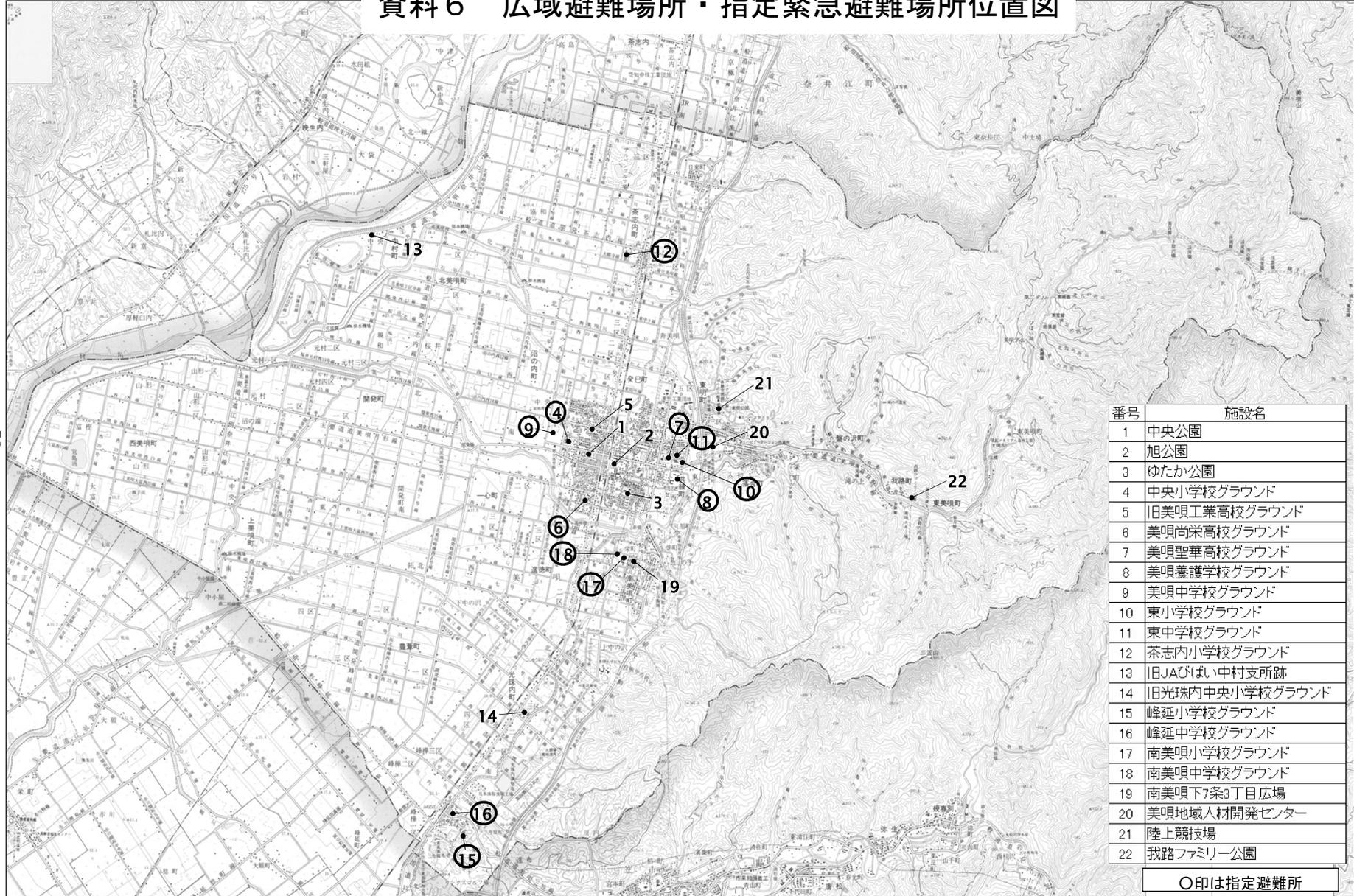
(H29年5月現在)

| 番号 | 施設名                     | 施設の位置     | 収容人員 | 施設の所有者<br>又は管理者   | 電話番号    | 施設種別           |
|----|-------------------------|-----------|------|-------------------|---------|----------------|
| 1  | 美唄学園                    | 東7南2 2-4  | 20   | 社会福祉法人<br>北海道光生会  | 62-5353 | 福祉型障害児入所施設     |
| 2  | ライフサポート美唄               | 東7南2 1-2  | 20   |                   | 63-4268 | 障害者支援施設        |
| 3  | 美唄光生園                   | 光珠内町東山    | 20   |                   | 63-2220 | 障害者支援施設        |
| 4  | ケアハウスハーモニー              | 東7南2 5-23 | 3    | 社会福祉法人<br>恵和会     | 63-0533 | 生活介護施設         |
| 5  | 特別養護老人ホーム泰康             | 東7南2 5-24 | 7    |                   | 66-6151 | 特別養護老人ホーム      |
| 6  | パシオ                     | 東7南4 1-1  | 30   | 社会福祉法人<br>クピド・フェア | 63-3575 | 障害者支援施設        |
| 7  | グループホーム アルメリア           | 東5南4 3-9  | 3    | グループホーム<br>アルメリア  | 62-6816 | 認知症対応型共同生活介護施設 |
| 8  | 介護老人保健施設<br>コミュニティホーム美唄 | 東5南7 5-1  | 10   | 社会福祉法人 溪仁会        | 66-2001 | 老人保健施設         |

## 資料5 地区別避難所・指定避難所位置



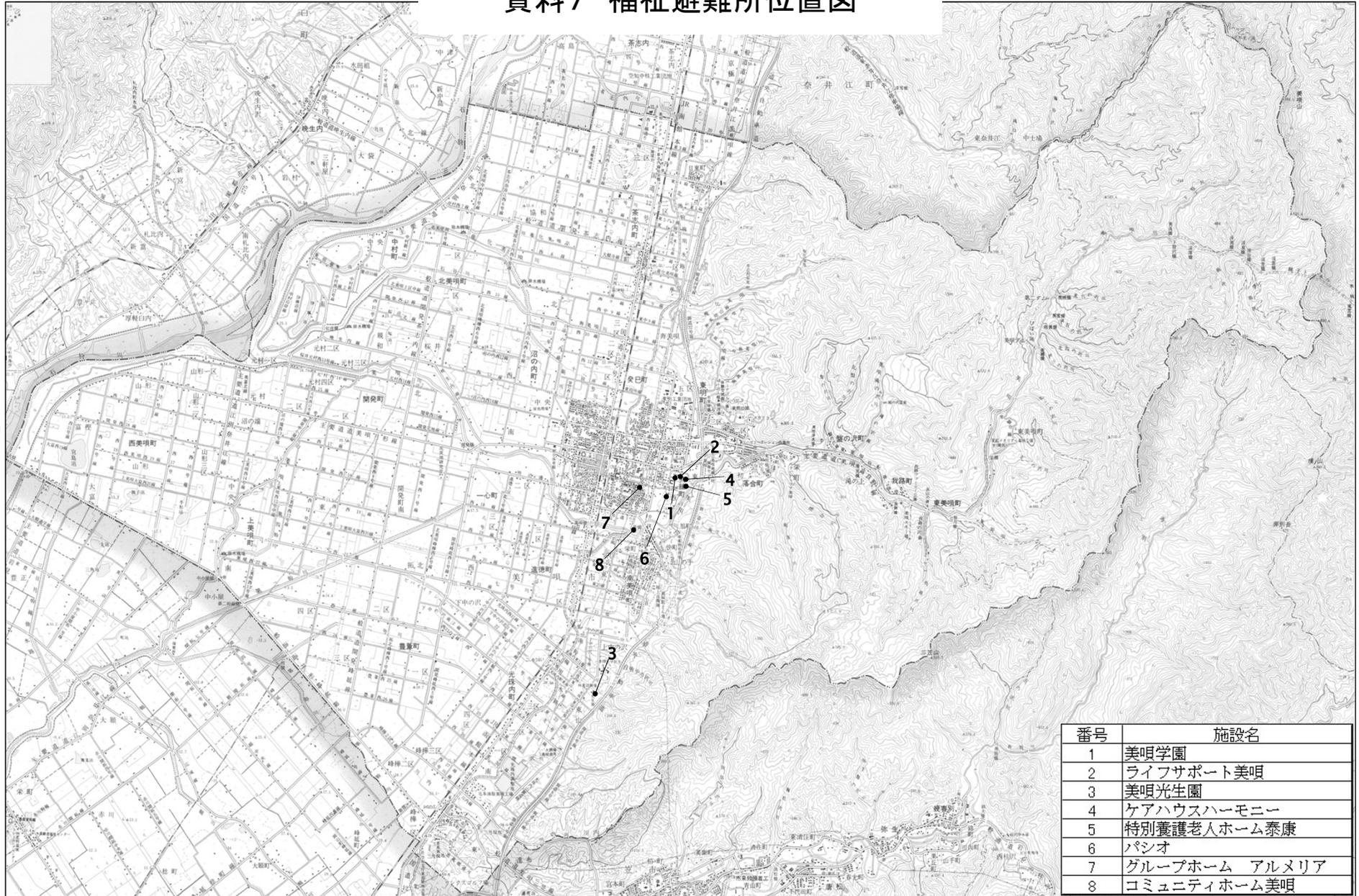
# 資料6 広域避難場所・指定緊急避難場所位置図



| 番号 | 施設名            |
|----|----------------|
| 1  | 中央公園           |
| 2  | 旭公園            |
| 3  | ゆたか公園          |
| 4  | 中央小学校グラウンド     |
| 5  | 旧美唄工業高校グラウンド   |
| 6  | 美唄尚栄高校グラウンド    |
| 7  | 美唄聖華高校グラウンド    |
| 8  | 美唄養護学校グラウンド    |
| 9  | 美唄中学校グラウンド     |
| 10 | 東小学校グラウンド      |
| 11 | 東中学校グラウンド      |
| 12 | 茶志内小学校グラウンド    |
| 13 | 旧JAC(まい)中村支所跡  |
| 14 | 旧光珠内中央小学校グラウンド |
| 15 | 峰延小学校グラウンド     |
| 16 | 峰延中学校グラウンド     |
| 17 | 南美唄小学校グラウンド    |
| 18 | 南美唄中学校グラウンド    |
| 19 | 南美唄下7条3丁目広場    |
| 20 | 美唄地域人材開発センター   |
| 21 | 陸上競技場          |
| 22 | 我路ファミリー公園      |

○印は指定避難所

# 資料7 福祉避難所位置図



| 番号 | 施設名           |
|----|---------------|
| 1  | 美唄学園          |
| 2  | ライフサポート美唄     |
| 3  | 美唄光生園         |
| 4  | ケアハウスハーモニー    |
| 5  | 特別養護老人ホーム泰康   |
| 6  | パシオ           |
| 7  | グループホーム アルメリア |
| 8  | コミュニティホーム美唄   |

## 排・取水門操作管理状況

道委嘱 (平成29年5月現在)

| NO | 河川名称 | 排・取水門の名称    | 設置場所     |
|----|------|-------------|----------|
| 1  | 美唄川  | 1号排水樋門      | 開発町南     |
| 2  | "    | 第7号排水樋管工    | 南美唄中央通6  |
| 3  | "    | 22号排水樋管     | 南美唄中央通6  |
| 4  | "    | 第15号樋管工     | 東7南61-23 |
| 5  | "    | 第17号樋管工     | 東7南61-23 |
| 6  | "    | 27号排水樋門     | 共練町東     |
| 7  | "    | 第16号樋管工     | 共練町東     |
| 8  | "    | 30号排水樋門     | 共練町東     |
| 9  | "    | 第23号排水樋管    | 共練町東     |
| 10 | "    | 第25号樋門工     | 共練町東     |
| 11 | "    | 伊藤樋門        | 共練町東     |
| 12 | 旧美唄川 | 1号排水樋管      | 上美唄町南    |
| 13 | "    | 2号排水樋管      | 上美唄町南    |
| 14 | "    | 3号排水樋管      | 上美唄町南    |
| 15 | "    | 4号排水樋管      | 上美唄町中央   |
| 16 | "    | 5号排水樋管      | 上美唄町中央   |
| 17 | "    | 三浦樋管        | 上美唄町中央   |
| 18 | "    | 6号排水樋管      | 上美唄町南    |
| 19 | "    | 杉本ひ門        | 上美唄町南    |
| 20 | "    | 杉本第二樋門      | 上美唄町南    |
| 21 | "    | 松田樋門        | 上美唄町中央   |
| 22 | "    | 西美唄排水路樋門    | 上美唄町中央   |
| 23 | "    | 松田第2排水樋門    | 上美唄沼の端   |
| 24 | "    | 北六支線排水樋門    | 上美唄町東    |
| 25 | "    | 郷野樋管No.1    | 上美唄町中央   |
| 26 | "    | 郷野樋管No.2    | 上美唄町中央   |
| 27 | "    | 内水集水路排水樋門   | 上美唄町南    |
| 28 | "    | 鈴木樋管        | 上美唄町2区   |
| 29 | "    | 米内樋管        | 上美唄町2区   |
| 30 | "    | No.2齊藤樋管    | 上美唄町2区   |
| 31 | "    | 齊藤樋管        | 上美唄町2区   |
| 32 | "    | 米内第三樋管      | 上美唄町2区   |
| 33 | "    | 安達樋門        | 上美唄町東    |
| 34 | "    | 米内第二樋管      | 上美唄町東    |
| 35 | "    | 旧美唄川佐々木排水樋管 | 上美唄町東    |

| NO | 河川名称 | 排・取水門の名称     | 設置場所         |
|----|------|--------------|--------------|
| 36 | 旧美唄川 | 旧美唄川熊沢排水樋門   | 上美唄町2区       |
| 37 | 〃    | 旧美唄川益山排水樋管   | 上美唄町2区       |
| 38 | 〃    | 旧美唄川益山第2排水樋管 | 上美唄町2区       |
| 39 | 〃    | 早川排水樋門       | 上美唄町中央       |
| 40 | 新川   | 大須賀第1排水樋管    | 沼の内町北        |
| 41 | 〃    | 大須賀第2排水樋管    | 沼の内町北        |
| 42 | 奔美唄川 | 1号排水樋管       | 沼の内町北        |
| 43 | 新川   | 横谷第一排水樋管     | 沼の内町北        |
| 44 | 〃    | 横谷第二排水樋管     | 沼の内町北        |
| 45 | 〃    | 5号排水樋管       | 沼の内町北        |
| 46 | 〃    | 高橋樋管         | 沼の内町北        |
| 47 | 〃    | 湯浅排水第2号樋管    | 西美唄町元村1区     |
| 48 | 〃    | 4号排水樋管       | 西美唄町元村1区     |
| 49 | 十一号川 | 湯浅排水樋管       | 西美唄町元村1区     |
| 50 | 〃    | 伊藤排水樋管       | 西美唄町元村1区     |
| 51 | 新川   | 柏葉樋管         | 沼の内町中央       |
| 52 | 〃    | 稲田樋管         | 西5北7-3-14    |
| 53 | 〃    | 稲田第二樋管       | 西5北7-3-14    |
| 54 | 〃    | 桑折第1排水樋管     | 沼の内町北        |
| 55 | 〃    | 桑折第2排水樋管     | 沼の内町北        |
| 56 | 〃    | 三号樋管         | 西2北2-8-24    |
| 57 | 奔美唄川 | 2号排水樋管       | 西4北12-23     |
| 58 | 〃    | 3号排水樋管       | 西4北12-23     |
| 59 | 〃    | 5号排水樋管       | 西4北12-23     |
| 60 | 〃    | 4号排水樋門       | 沼の内町北        |
| 61 | 十一号川 | 大野排水樋管       | 西1北31-1      |
| 62 | 〃    | 大野第2排水樋管     | 西1北31-1      |
| 63 | 〃    | 大野第3樋管       | 西1北31-1      |
| 64 | 〃    | 福井樋管         | 癸巳町2区        |
| 65 | 〃    | 井上排水樋管       | 東4北5-3-1     |
| 66 | 〃    | 松浦排水樋門       | 西3北8-1484-52 |

札建委嘱 (平成29年5月現在)

| NO | 河川名称       | 排・取水門の名称       | 設置場所     |
|----|------------|----------------|----------|
| 1  | 石狩川        | 富樫18線樋門        | 西美唄字大曲3区 |
| 2  | "          | 富樫16線樋門        | 西美唄字富樫   |
| 3  | "          | 伊藤樋門           | 中村町南     |
| 4  | 二号川        | 13号樋門          | 豊葦町3区    |
| 5  | "          | 14号樋門          | 豊葦町4区    |
| 6  | "          | 高田樋門           | 豊葦町3区    |
| 7  | "          | 半谷樋門           | 豊葦町4区    |
| 8  | 第二幹川       | 神樋門            | 上美唄町南2   |
| 9  | "          | 峰樺樋門           | 豊葦町4区    |
| 10 | "          | 21線樋門          | 光珠内町拓北   |
| 11 | "          | 11号樋管          | 上美唄町東    |
| 12 | "          | 樋口樋管           | 豊葦町4区    |
| 13 | "          | 福川樋門           | 上美唄町開拓   |
| 14 | "          | 開清樋管           | 拓北       |
| 15 | "          | 鈴木樋門           | 開発町南     |
| 16 | ビバイクシュンベツ川 | 佐々木樋管          | 上美唄町2区   |
| 17 | "          | 鈴木樋管           | 豊葦町1区    |
| 18 | "          | 堀川樋門           | 豊葦町2区    |
| 19 | "          | 6号樋門           | 光珠内町拓北   |
| 20 | "          | 下仲樋門           | 光珠内町下中の沢 |
| 21 | "          | ビバイクシュウハツ川7号樋門 | 光珠内町拓北   |
| 22 | ゴクドウ川      | 拓北樋門           | 光珠内町拓北   |
| 23 | "          | ゴクドウ川右岸樋門      | 光珠内町拓北   |
| 24 | 産化美唄川      | 産化美唄川5号樋門      | 西美唄町元村2区 |
| 25 | "          | 開発排水機場樋門       | 開発町親和    |
| 26 | "          | 産化美唄川11線樋門     | 中村町南     |
| 27 | "          | 桜井樋門           | 開発町親和    |
| 28 | "          | 産化美唄川10線樋門     | 中村町中央    |
| 29 | "          | 石谷排水樋門         | 北美唄町1区   |
| 30 | "          | 児玉樋門           | 中村町南     |
| 31 | "          | 茶志内排水樋門(正)     | 中村町北     |
| 32 | "          | 茶志内排水樋門(副)     | 中村町北     |
| 33 | "          | 産化美唄川7号線樋門     | 北美唄町1区   |
| 34 | "          | 鈴木樋管           | 中村町北     |
| 35 | "          | 5号線樋門          | 茶志内町協和東  |

札建委嘱 (平成29年5月現在)

| NO | 河川名称  | 排・取水門の名称 | 設置場所     |
|----|-------|----------|----------|
| 36 | 産化美唄川 | 3号線樋門    | 沼の内町北2   |
| 37 | 奔美唄川  | 沼の内樋門    | 沼の内町北2   |
| 38 | 〃     | 9号線樋門    | 沼の内町北2   |
| 39 | 〃     | 伊藤樋管     | 沼の内町北1   |
| 40 | 〃     | 3号樋管     | 沼の内町北1   |
| 41 | 美唄川   | 4号樋門     | 西美唄町元村2区 |
| 42 | 〃     | 2号樋門     | 開発町北     |
| 43 | 〃     | 元村樋門     | 西美唄町元村4区 |

市委嘱 (平成29年5月現在)

| NO | 河川名称  | 排・取水門の名称      | 設置場所 |
|----|-------|---------------|------|
| 1  | 公共下水道 | 田園緑地先スクリーンゲート | 東2南5 |
| 2  | 公共下水道 | 東3条地先スクリーンゲート | 東3南4 |
| 3  | 美唄川   | 共練地先ゲート       | 東8南1 |

資料 9

排水ポンプ場管理状況

(平成29年5月現在)

| 河川名称  | 排水機場の名称・能力         | 場所（電話番号）           | 管理団体 | 連絡先                        |
|-------|--------------------|--------------------|------|----------------------------|
| 産化美唄川 | 茶志内排水機場<br>21.7t/s | 中村町北<br>(65-4330)  | 美唄市  | 美唄市役所<br>経済部農林整備課(62-3178) |
| 産化美唄川 | 開発排水機場<br>14.6t/s  | 開発町親和<br>(69-2571) | 美唄市  | 美唄市役所<br>経済部農林整備課(62-3178) |
| 旧美唄川  | 上美唄排水機場<br>21.6t/s | 上美唄町南<br>(69-2565) | 美唄市  | 美唄市役所<br>経済部農林整備課(62-3178) |
| 奔美唄川  | 沼の内排水機場<br>4.0t/s  | 沼の内町北<br>(63-2026) | 美唄市  | 美唄市役所<br>経済部農林整備課(62-3178) |

美唄市水防協議会条例

(平成元年6月23日条例第24号)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、美唄市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(会長及びその代理者)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、その任期中においても委員を免じ、または解職することができる。

(招集)

第4条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の成立及び議決)

第5条 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第6条 協議会に幹事及び書記を置き、市職員の中から市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

3 書記は、上司の命を受け、事務に従事する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名 )

| 区分              | 水防活動 |            | 使用資材費 |       |   | 左のうち主要資材35万円以上使用団体分 |       |       | 備 考 |
|-----------------|------|------------|-------|-------|---|---------------------|-------|-------|-----|
|                 | 団体数  | 活動延<br>人 員 | 主要資材  | その他資材 | 計 | 団体数                 | 使用資材費 |       |     |
|                 |      |            |       |       |   |                     | 主要資材  | その他資材 |     |
| 総合振興局分<br>前 回 迄 | —    |            |       |       |   | /                   | /     | /     |     |
| 月 分             | —    |            |       |       |   | /                   | /     | /     |     |
| 累 計             | —    |            |       |       |   | /                   | /     | /     |     |
| 水防管理団体<br>分前 回迄 |      |            |       |       |   | /                   | /     | /     |     |
| 月 分             | ( )  |            |       |       |   | /                   | /     | /     |     |
| 累 計             |      |            |       |       |   |                     | 円     | 円     | 円   |

(作成要領)

1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「団体数」欄の( )書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
3. 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
4. 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
5. 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材使用額を記入すること。
6. 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。